

324  
592

5 6 7 8 9 10<sup>18</sup> 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20<sup>18</sup>

始



496

324-592



神祇史綱要

文學士宮地直一講

東京株式會社明治書院

大正  
8. 5. 5  
内交

神祇史綱要

文部省印刷局印刷

東京神祇史綱要

神祇史綱要

緒言

一、本書は本年四月東京帝國大學文科大学に於て催されし公開講義に當り、備忘のためにせし手記に、多少の修正を加へたるものにして、立案の趣旨は同月十日より三十日に至る間、十回十五時間を以て之を終へんとするにありき。

一、神祇に關する歴史は事の頗る緊要なるに似ず、極めてその書に乏しく、之が大成の期に至つては、亡羊の歎に堪へざるものあり、本書はかく限りある日時を以て、上下三千載に互る趨勢の梗概を記述するを目的としたれば、固よ

緒言

り委曲を盡さるべきにあらず、たゞ之によつて我が國固有の敬神思想の淵源を繹ね、神祇と國家と相倚る所以の一端を明かにするを得ば、本懐とせんのみ。

一、講義の際に用ゐたる地圖と繪畫とは、その主要なるものを選びて巻中に挿入せり、又當時の題目のまゝに本書を神祇史綱要と命く。

大正七年十一月三日

宮地直一識す

### 序

明治四十三年七月に、舊金澤藩主侯爵前田利爲邸へ 明治天皇 昭憲皇太后兩陛下の行幸啓があらせられた。其時侯爵は之を前田家無上の光榮とし、深く天恩の優渥なるに感泣し、尙ほ益、皇室の尊嚴にして國體の優秀なる所以を發揮して謝恩の意を表したいと考へられ、行幸啓記念として、金貳萬圓を東京帝國大學に寄附いたされ、我が文科大学内に國史學第三講座を増設せられたのである。これは國史の智識を闡明し、弘く社會に之を普及するが善いとの見解を執られたからである。尙ほ侯爵は大學に於て前記の目的に該當すべき相當の方法を講じ、可然考慮を煩したいと申出ら

れた。此趣旨に基き、昨年四月國史學に關する公開講義を催し、萩野教授・黑板助教授・宮地講師にそれらの科目に就き、諸氏が平素蘊蓄せられて居る學識の一斑を、弘く篤學なる有志者に向つて披瀝されるやう委嘱した。其結果は極めて良好で、聽講者は極めて満足し、同時に侯爵の御厚志に對して深く敬意を表したのである。本書は右の講義中宮地學士擔任の分で、此公刊によりて一層普及の程度の擴がる事と信じ、衷心から喜ばしさに堪へないのである。

大正八年三月一日

東京帝國大學文科大学長

文學博士 上田萬年

# 神祇史綱要

## 目次

### 第一 序 說

一、神祇史とは何ぞや……………一  
二、時代の區分及びその特徴……………三

### 第二 上 代

一、カミの意義……………四  
二、神靈の作用……………七  
三、氏神の起源……………八  
四、神社成立の順序……………一〇  
五、建國の神事……………一一

- 六、出雲系の神々……………一五
- 七、神人の分離……………一七
- 八、征韓の役に見はれたる神々……………二一
- 九、住吉神と宗像神……………二三
- 十、神祇制度の發達……………二五
- 十一、大化の改新と大寶令の制……………二六
- 十二、官社の制……………三四
- 十三、祭政の家職の分離……………三五

第三 外來思想との交渉

- 一、外國思想の傳來……………三七
- 二、儒教との關係……………三七
- 三、神佛習合説の起源及び沿革……………三九
- 四、陰陽道との交渉……………五一

第四 平安朝

- 一、初期の狀勢……………五四

- 二、延喜の制……………五七
- 三、二十二社の發生……………五九
- 四、一宮と總社……………六三
- 五、神社の社會的發達……………六五
- 六、物詣の風の流行……………六九
- 七、熊野と嚴嶋との繁昌……………七〇

第五 鎌倉時代

- 一、幕府の神社行政……………七四
- 二、貞永式目の制……………七九
- 三、幕府の崇敬社……………八〇
- 四、神社及び社家の活動……………八三
- 五、承久の役に於ける社家……………八四
- 六、文永弘安の役と神社……………八六

第六 室町時代

- 一、吉野朝廷の時代……………九〇

- 二、社寺の向背……………九二
- 三、思想界の傾向……………九四
- 四、室町時代の特色……………九六
- 五、義滿の治世……………九八
- 六、幕府の方針……………一〇一
- 七、義滿以降の代……………一〇四
- 八、諸大社の盛況……………一〇四
- 九、戦國の世界……………一〇七

第七 織豊時代

- 一、時代の趨勢……………一一二
- 二、秀吉の政治……………一一二
- 三、文祿の檢地と社領の整理……………一一四
- 四、豊國廟の創立……………一一六

第八 鎌倉及び室町時代に於ける神道説の發達

- 一、神佛習合説の完成……………一一八

- 二、伊勢神道の發生……………一二二
- 三、吉田神道の興隆……………一二七
- 四、基督教の傳播……………一三九

第九 江戸時代 上

- 一、その時勢と幕府の方針……………一四〇
- 二、行政上に於ける社寺の位置……………一四二
- 三、社領に關する制……………一四四
- 四、新社寺創設の禁……………一四七
- 五、神社神職の管理……………一四八
- 六、幕府の崇敬社……………一五二
- 七、朝廷に於ける神事……………一五八

第十 江戸時代 下

- 一、神道説の崛起……………一六〇
- 二、儒家神道の成立……………一六二
- 三、寛文元祿の時勢……………一六八

四、復古神道の勃興……………一七一  
 五、兩部神道の凋衰……………一七四  
 六、神道の通俗的及び實行的方面の發達……………一七七  
 七、幕末に於ける敬神思想の湧起……………一七九

參照 神事に關する諸表

一、大同元年の牒に見ゆる神封……………一八三  
 二、延喜式に見ゆる恒例祭一斑……………一八四  
 三、延喜式内社の制……………一八五  
 四、現存國內神名帳の一斑……………一九〇  
 五、一二三四宮の所在……………一九五  
 六、諸神同時の昇叙……………二〇一  
 七、朱印領の分布……………二〇三  
 八、神道説の種類及び傳承系圖……………二〇七  
 九、唯一神道説の梗概……………二一〇  
 十、吉田家略系……………二一一

索引

(目次終)

神祇史綱要

文學士 宮地直一 講

第一序説



神祇史とは何ぞや。神祇史とは國史學の中特別史に屬する一分科にして、神祇の崇敬によつて起れるあらゆる現象の起源沿革等を攷究する學科をいふ。即ち教育史、哲學史、風俗史等の各分科と對立すべきものにして、我が政治史上將た文化史上、祭神の風習がいかなる地位を占め、その感化が奈邊に及び、いかなる成果を残し、かは、之を研



鑽せし曉に於て始めて闡明せらるべく、實に特別史中にあつては、思想の方面を主とせる重要な科目なりとす。こゝに神祇の崇敬又は信仰といふ、こはその初め神靈の存在を認識する觀念に發し、引續き起り來る神と人との交渉を斥すものにして、その間に起れる託宣の出現、祭典の舉行、神社の設立、その盛衰等諸種の事項は、やがて我が神祇史の基礎的資料たるべきものとす。

國史の上に於て神祇を具象的に表現せるは、いふまでもなく之を鎮祭せる神社にして、神社を對象となしその史上に於ける動作を主とする時は、之を神祇史といふべく、之に對して必ずしも神社を目的となさず、神祇に對する思想の發達に、重きをおくを神道史と命くるを得べし。これ即ち神祇史の二大方面にして、前者は之が歴史的若しくは形式的、後者は宗教的又は哲學的研究に屬す。こゝにいはんとする

神祇史の二  
大方面

は神祇史を主とし、神道史を以て之が説明の補助とせんとするにあり。こはこの兩者その方面を分つに止まつて、固よりその間に判然たる分界あることなければなり。

時代の區分及びその特徴 神祇史に於ける時代の區分は、政治史の例によるを便とすれば、本書も亦之に従ふことゝすべし。尙ほ之を各時代に於ける特徴によつて分たんとするに、思想の變遷を標準とする時は、

一、固有の思想を持續せし時代

太古以來凡そ奈良朝の初めまで、

二、佛教の思想を混淆せし時代

奈良朝の初めより王政維新の際まで、

三、神佛の分離の行はれし時代

王政維新の後現代に及ぶ、  
以上三期に約するを得べく、又行政上の體制に準據を置いて考察する時には、

一、行政機關に神事と以外の事務との分掌を見ざりし時代

太古より凡そ大化改新の頃まで、

一、行政機關にこの兩者の分掌の行はれし時代

大化改新以降引續き後世に及ぶ、

とせらるべし。

## 第二 上代

カミの意義 我が大和民族は國家建設の當初より極めて堅實なる

信念を有し、日常崇拜の對象となりしものを總稱してカミといへり。カミの語に神又は神祇の字を充つるも、必ずしもその意義の一致せるにはあらず、又之が觀念は各時代を通じて尠からぬ變遷を経たれば、今主として我が國民固有の思想に宿りしものを語らんとす。カミの語源は容易に之を定め難し。されど今實地の用例につきて之を考ふるに、早く先人の説にも見えし如く、廣く超人間の威力あるものを斥せる稱となすを最も穩當なりとす。随つてその範圍頗る廣汎にして且つ多岐に亘り、優秀なると然らざるとあり、正しきと邪なるとあり、又必ずしも過去の時代のみ之を限定せしに非ざりき。而して就中その最も優越せる位置に居るものを稱して天神地祇といひ、之を分ちて天神及び地祇の二者となせり。天神とは天孫降臨以前即ちかの高天原の時代に當り、此處に出生し又此處より葦原中國即ち我が

天神地祇

日本國に降りし神々をいひ、地祇とは天神に對して初めよりこの國土に見はれし神、及び天神の裔にして此處に土着せられしをいふ。これ即ち神祇の種類を定むる上の最も大切なる區劃なりとす。今その事例の一二を擧げんに、諾冉二尊、天照大神、素戔鳴尊等の神々は天神にまし、天照大神以來皇統のかゝる所も天神の系に存し、脚摩乳手摩乳、猿田彥神、さては大己貴命神大國主を中心とせる出雲系諸神の如きは地祇に入る。蓋しその種別に於てはかく二類に分たると雖も、之を通じていふ時は、造化の神々を始め、神代の遠き昔に於て、我が國家の建設に與り、或は國土の經營、或は殖産興業等あらゆる方面に偉功を樹てし大人格者はすべてこの中に包含せられ、我等臣民の出自も亦こゝにありといふを得ん。これ即ち神祇と國家と不可離の深縁を繋げる第一の要諦なりとす。

## 和魂と荒魂

神靈の作用 上に述べし天神地祇はその神靈の作用を分ちて、和魂及び荒魂の二となす。和魂とは之が和平仁慈の徳を、荒魂とは勇猛進取の作用をいへるものなり。即ち前者は靜的にして後者は動的、一は靜止的にして一は活動的狀態たるに外ならず。而してこの兩者は各一人格を具有して獨立の動作をなすものと信ぜられたれば、かの神功皇后の三韓を征し給ひし際の如き、守護の神の和魂は皇后の玉體に服ひて壽命を守り、荒魂は先鋒となつて王師の船を導き給ひぬ。これ即ち神魂の性質を具體的に表示せる例證の一にして、古くは神社の祭神にもこの差別を立てたりき。尙ほ此に併せていふべきは、饒速日命より相傳せりといはるゝかの鎮魂祭にして、こは離遊の運魂を招いて身體の中府に鎮安するの祭祀なりといふ。蓋し魂の調和的狀態を得しめんことを目的とせるものなるべし。之によつても吾人の

## 鎮魂祭

## 氏族の制度

祖先が神靈に對して抱持せし思想の一端を察するに足る。氏神の起源。かくてこれら天神といひ地祇といひ諸の神々が神社に祭られてその事蹟國史の一部を形づくるに至りし經過を説かんに、は、翻つて我が國體の成立せし所以に及ばざるべからず。古代に於ける社會組織は、一言にして之を蓋へば、氏族の制度に歸するを得べく、諸の氏族は祖宗の統を傳ふると共に世々その業を家にし、その正嫡を承けたる氏上は、その氏人を率ゐて朝廷に仕ふ世を経るに従ひ子孫の滋蔓するや、次第に分派して幾多の小家門を起し、大氏小氏の關係を生ぜしも、幾多の小氏は大氏に統率せられたれば、之を要するにその祖先を同じくする血屬の團體たりといふを得べし。かく祖先を同じくし、職業を一にせる血屬の團體には、その全員を舉り崇敬を蒐めたる神あり、之を氏神といふ。氏神は氏族全般の守護神にして、彼

## 氏神と氏人

等は之を中心として生存し、定日には氏上氏人を率ゐて之を祭り、その恩賴に報謝すると、もに、一家一族より延いて子孫後裔の爲めに祝福を下さんことを祈れり。思ふにかく氏神に信仰を集中して種々の儀式を行ふは、血族間相互の團結を鞏固にすると、もに、氏人としての自覺の念を喚起せしむる等、彼等の處世上に貢獻する所極めて多かりしを疑ふべからず。更に之に加ふるに氏神の疆域は、彼等の最も神聖視せし所にして、傳家の璽ともいふべき重寶をこゝに尙藏し、舉つて護持の責務に任せしかば、要するに何れの點よりするも、一族の重心は之を氏神に求めざるべからざりしなり。かくの如くなれば社會に於て氏神の勢力あるは、之を奉ずる氏族の強盛なるを示す所以にして、氏神と氏人とは常に盛衰榮枯を共にしたりき。さて氏神にはこれら氏族の共同の祖先たる大人格者が神として祭祀せられし

氏神の事例

もの最も多く、又就中重要な部分を占む。例へば中臣氏がその祖天  
兒屋命を河内の枚岡神社に、忌部氏が太玉命を大和の太玉命社に祭  
るが如きは、その顯著なる一例なり。こは我が國民に固有なる祖先崇  
拜の念に基づけるなり。

氏神以外の  
神

八百萬神

神籬

氏神の外にも、日常生活上の守護神、例へば五穀を掌る倉稻魂命、風神  
級長戸邊命、火神、軻遇突智、水神、罔象女、わきても生成化育の靈徳ある  
産靈の諸神の如きは、古代史に於ける重要な神々にして、その他社  
會に於ける各般の現象につき、それ／＼神を認めれば、その數一に  
して足らず、仍つて汎稱して八十萬、又は八百萬神といへり。  
神。社。成。立。の。順。序。 神靈を一定の所に鎮めて祭祀するは神社の起源  
なり、神祇の祭祀に當つては必ずこの式によれり。その最も簡易にし  
て原始的なるを神籬といふ、自然の清淨なる森林を神の在所となし、

社殿の發達

此處に神靈を降して建物の設けなきをいふ。これ古代に於ては最も  
普通に行はれし形式にして、今もなほその姿を留めたる神社なきに  
非ず。又建物を設けてこゝに神靈を鎮祭する風もその由來頗る古し、  
されどその最初の時代にあつては、未だ社殿として特種の形式を具  
備するに至らず、普通の住宅建築を以て之に充てしが如し。かの大己  
貴命を祭る出雲大社が當初の趣を改めざる、この間の消息を語れる  
ものに非ざるか。その後住宅建築と發達の方向を異にして次第にそ  
の形態を整へ、神明造住吉造等儀式的施設を全くしたりき。この間の  
年次固より之を推究すべきに非ざれども、神籬の式に従ふ太古の世  
の習ひより進んで社殿を以てするの風之に代り、遂に全般に推及ば  
されしは之を事實とせざるべからざるなり。  
建。國。の。神。事。 我が大和民族がこの土に居を定めざりし以前、即ち高

天神の崇敬

天原時代に於て諸の神祇を祭り、祀典の式に闕くることなかりしは、古史の教ふる所にして、中にも最も古く崇敬せられしは紀記に天神とあるに當るべし。諾冉二尊の大八洲國を經營し給ひしに際し、天神の命を受け、諾尊が功竣へて之を報命し給ひし等の事の見ゆる、當時二神の敬事し給ひし尊貴なる神のまし、しを知るべし。諾冉二尊の御子に天照大神まします。大神高天原を知食し、天孫瓊々杵尊降臨して皇統を垂れ給ふ。天孫降臨以後日向の三代を通じて神武天皇の朝に及び、尙ほその後久しきに亘り朝廷に於ける神事は、天祖の遺訓のまゝに神代の姿を失はず。即ち宮中に於ては、天祖の親しく天孫に授け給ひし八咫鏡を齋鏡として、大神に奉仕し給ふこと最も鄭重に、同床共殿、供奉の儀實に君神一體にして、些の隔てあることなかりき。之に次いで高皇產靈尊の神勅により、天孫降臨以來宮中に鎮祭せ

天照大神

八神の祭祀

られし八神あり。左に之を掲げん。

- 一、高皇產靈神
- 二、神皇產靈神
- 三、魂留產靈神
- 四、生産靈神
- 五、足產靈神
- 六、大宮賣神
- 七、事代主神
- 八、御膳神

この中初めの五柱は本來の祭神にして、名に負へる如く產靈の神徳即ち生成化育の靈威を具へ、その分掌の異なるによつてかく五座に分祀せらる。而して中にも高皇產靈神、神皇產靈神は造化の元首にまし、魂留產靈以下三神は心魂を鎮め、壽命を長久ならしむる司命の神ともいふべく、次に大宮賣神は常に君側侍し、事代主神は神の御尾前となつて皇室を守護し、御膳神は飯食のことを掌る神にして、總べて是等の神々は上御一人の爲めに齋祀して玉體の安康を祈るを

建布都神

倭大國魂神

目的となせりといふ。後に神祇官の八神といはれしは即ちこれなり。この外には神武天皇以來世々物部氏の奉仕せし建布都神及びその後、後に祭り加へられし倭大國魂神等の神々あり。共に皇室に深き因縁あり、殊に後者は帝都の所在なる大和國の地主神なりしなり。以上を宮中に祭られし神となす。

神人の同居

祭政の一致  
中臣氏と忌部氏

上にいへる如くなるを以て、當代にあつては皇居即ち神宮、官物即ち神物にして之を分つことなく、宮中に齋藏を建て、之を納めきといふ。仍つてこの期間を通じて神人同居の世といふ。而して祭祀が一國行政の大本にして政治と其の起源を一にせるはいふまでもなし。こゝを以て神事を離れて復政治あることなく、神を祭るは國を治め、國を治むるは神に仕ふる所以たりしなり。仍つて祭政一致の時代といふ。朝廷に於て祭祀の事を掌るは天兒屋命の末なる中臣氏、太玉命の

熊野坐神社  
と出雲大社

裔なる忌部氏の二家を宗となす。されどこの兩氏とても後世に於けるが如く祭祀專掌の家には非ざりしなり。出雲系の神々。上記大倭の朝廷の外にあつて深く注意せざるべからざるは、天孫に先だつて國土に降り四方の經營に従事して、非常の勢威を振ひし出雲系に屬する諸神の事蹟なり。素戔鳴尊の後なる大己貴命及びその後裔の神々これなり。是等の神々の本據とせられし所はいふまでもなく出雲國にして、此處に素神の緣故地に尊を祭る熊野坐神社、又大己貴命が國土避難後退隱せられし杵築の地に出雲大社を起したり。中にも大社は天照大神の御子なる天穗日命の奉仕に係り、皇居と同一の規模を以て造營せられてその待遇頗る篤く、實に出雲系氏族の勢力の中心となり、信仰の歸趣とせられし社なりき。出雲を出で、東北の方北陸より信濃に入り、一方は山陰、山陽より大

大神と神裔の神社

和紀伊にかけたる間も、これら氏族の足跡の及びし所にして、所在に素神を始め大己貴又はその裔神の鎮まれるを見る。中にも肝要なるは大和國にして、そのかみ大己貴命の平定せられし所に係り、命はその業を竣へたる後、自らの幸魂奇魂和魂を三諸山に留められぬと傳へらる。これ大神大物主神社略して大神なり。この社を初めとして命の御子事代主、味耜高彥根、加夜奈流美等の諸神の祠は南大和の平原に

大神系統の分布圖



點在し、命の裔孫なる大神賀茂の諸族は之を宗祀として附近の地に貫住し、最も勢力ありき。即ち知る皇祖の御東征に先だつてこの國に入り逸早く地歩を

笠縫の神籬

固めしは出雲系諸族にして、又本國に於て最も有力なる神社は彼等によつて奉ぜられし前記の諸社なりしを。されば神武天皇以來大神の氏族の重んぜらるゝと共に、その氏神たる大神系統の神々の尊重せられしことも亦一方ならざりしならん。  
神人の分離。上に述べし建國當初の状況は、第十代崇神天皇の御代の頃まで持續せられしが、この時に當つて漸く之に變調を來しぬ。天皇は諡號に負ひ給へる如く、敬神の聖慮極めて深厚にまし、しかば、古制のまゝに同殿の裡に神祇と共に住み給ふを御心安からずとして、天照大神を皇女豐楸入姫命に託けて大和の笠縫邑に、倭大國魂神を同じく皇女淳名城入姫命に託けて祭らしめられぬ。この後、建布都神が物部伊香色雄命によつて大和の石上邑に遷されしも、恐らくは之とその事情を一にせるものならん。此に於て皇居と神宮との別



神人の分離

始めて成りぬ。世に之を神人の分離といふ。かの神皇正統記に之を説明して、「此の御時神代をさる事世は十つぎ年は六百餘になりぬ、やうやく神威をおそれ給ひて」とあり。思ふに神武帝の創業以來、神代からぬ星霜を經過せしこと、て高天原時代とは殆ど隔世の感ある世となりしかば、神に親近するの情よりも之を畏敬するの念を増し、奉仕の途を嚴正にして一意神威を冒瀆せざらんとするは自然の人情とすべく、之に加ふるに年代の経過と、もに國家の行政組織も漸く擴張せらるべき運に向ひしなるべし。かくてこれら諸の原因は相倚り相集まつて、こゝにこの事件を産み、神祇史上に一新時期を劃せしめき。次いで天皇は大物主命の後なる大田々根子をして大物主命を、又市磯長尾市をして倭大國魂神を祭らしめ、別に八十萬群神を祭り給へり。他の神々に先だちて大物主命が天皇の祭祀をうけしは大に謂あ

大物主命の祭祀

天社國社  
地神戸の制

る事ながら、普く天下に求めて漸く大田々根子を獲給ひしに願れば、こゝに至りしまでの徑路いかにぞやと打傾かる。さて八十萬群神を祭るにつけて天社國社及び神地神戸を定め給ひしが、此に於て御代の初めより煩をなし、疫病始めて息み、國內再び謐りぬといふ。天社國社とは祭神の天神なると地祇なるとの區別にして、八十萬の神々はこの時かく分たれて、之に隸屬せる神地神戸等その社領を定められ、神祇制度の上に一改革の行はれしものなるに似たり。されど文献闕けて深く之を繹ぬべからず。思ふにこの御代に於て、神人の分離に續いて、かく神祭の行はれし外、墨坂、大坂、鹿島等諸神の祭祀の更に之に相次ぎしは、單に疫病を息め、國內を鎮めんとせられし消極的の目的に止まらずして、四道將軍を派遣し四方に王化を敷き給ひし前提とも見るべく、神祇の祭祀と皇威の振張と常にその揆を一にせ

神寶の檢校

し狀歷々として之を徴するに足る。殊に當代より垂仁天皇の朝にかけ、出雲大社を始め、石上出石等諸大社の神寶を檢校し、又兵器を以て神幣となし給ひしに至つては、孰ぞ政治上重大なる事故の潛めるものに非ざるを知らん。

伊勢神宮

次代垂仁天皇の御代となつて、天照大神は伊勢の五十鈴川上の大宮所に鎮まり給ひ、大國魂神も大和の大市長岡岬に祭られぬ。申すも畏きことながら、天照大神が九重雲深き所より常世の重浪の歸する傍國の可憐國なる伊勢の地に鎮座し、神威大八洲に光被して普く國民崇敬の中心とならせ給ひしは實にこの時に起る。かくの如くにして崇神帝の業は垂仁帝の御宇に成り、こゝに形勢の一轉化を示しき。さて神鏡と、もに伊勢に鎮まりし草薙神劍は、この後景行天皇の御代日本武尊東征の時に神宮を出で、尋いで尾張の熱田に留まりて熱田

熱田神宮

擁護の神々

神宮の祭神となり、又神宮には雄略天皇の御時、御饌都神、豐受大神を迎へて之を外宮に奉齋したりき。  
征韓の役に見はれたる神々。年々にその勢を加へし國運の發達は、神功皇后の御代に至り海外に伸びて、國初以來未曾有の大事を起したり。かゝる國家の難關に際しては、人力の總べてを傾注するの外、神祐に倚らんとする念の痛切なるを致すは、世の常の習なると、もに、常に國家を鎮守し給ふ諸神も、亦事に當つて一臂の力を添ふるを惜み給はざりき。この役に際し見はれて擁護の任に當り給ひしは、撞賢木嚴之御魂、天疎向津媛命、天照大神、荒魂、稚日女尊、事代主命、住吉三神、(表筒男神、中筒男神、底筒男神等の神々にまします。この中天祖天照大神及び世々宮中に鎮まりし事代主命の見ゆるは論なしと雖も、住吉神に至つては深くその事由を究めざるべからず。こは綿津見三神と

## 諸神の鎮祭

同體ともいふべき深縁ありて同様に海上の事を掌り、もとは同じく阿曇氏にもて齋かれし神なるべく、阿曇氏は九州の北部に據り西海の海上權を掌握せりと推定せらるゝ名族なり。さればこの度の戦役がこの方面に起つて韓地への渡航を最も緊要とせし爲め、阿曇の氏の助力に俟つ所極めて大なりしと、もに、この神の聲援を請はんとするの願望も頗る熾烈なりしはいふまでもなく、隨つてその神功も最も大なるものありき。故を以て韓地の服屬するや、三神の荒魂を國守神として彼の土に留め、又凱旋の歸途にも之を穴門の山田邑に齋はしめ給ひしが、皇師瀬戸内海を経て難波に向はんとするや、天照大神の荒魂を御心廣田國に、稚日女尊を活田長峽國に、事代主命を御心長田國に、又三神の和魂を大津滸中倉の長峽に祭らしめ給へり。新たに歸伏せし韓國はいふに及ばず、今後に於ける交通の要津には、之

## 攝津の住吉神社

によつてそれ〴〵樞要なる神祇を鎮祭せられて、永くその冥祐を仰ぐこととなりぬ。以てこれら諸神の出現が偶然ならざると、もに、その鎮座の位置に至つても深き由縁あるを知るべし。  
住吉神と宗像神 三韓の服屬以降絶えず國史に活動せしは住吉神にして、當時この神は從軍神と稱せられ、また海表金銀の國を胎中譽田天皇に授け給へりともいはれて、上下の人々に深き印象を與へたりき。その社韓國穴門攝津の三處に分置せられたる中にも、世に見はれしは地の利を得たる攝津の神社にして、仁德帝の難波に遷都せられしよりは、都に近き住吉津の重視せられしに伴ひ、征韓の役の功臣として之に奉仕せし田裳見宿禰の裔津守氏の勢威の加はりしと、もに、次第に朝野に重きをなして、海外に事ある時には常に祈請をうけ、政治上にも牢固たる勢力を樹立したりき。この後遣唐使を差遣せ

航海守護の  
靈神

らるゝや先づこの神に祈り、又海外の往來に従事せしものがその威靈を崇めて、永く之を航海守護の神と仰ぎし因縁は、遠くこゝに出でしなり。

住吉神に次いで崇められしは筑前の宗像神なり。この社は天祖の勅を奉じ天孫を助けん爲めに國土に降下せられし田心姫、湍津姫及び市杵嶋姫命の三神を祭神となし、大己貴命の後なる胸肩君の奉仕をうけ、地方に於ける最も有力なる古祠なりき。傳説によるに、この三神も亦征韓の役に並び與つて神助ありきといふ。その後海外の交渉頻りにして、玄海に包まれたる鎮座地の附近が往還の通路として重視せらるゝや、この神の恩頼に倚るべき機會は俄かに加はり來りしなるべし。應神、履仲兩帝の御代にかけ、突如として史に見はれて屢、神異を示し、雄略帝の朝に及んで住吉神と同様に外征の事に關與し、その

宗像三神の  
出現

内藏の分立

神威遂に大倭の朝廷を動かすに至りき。この住吉といひ宗像といひ、出現の年代にこそ前後の相違あれ、ともに對韓關係によつて起りし社なり。こゝに於て朝廷の宗祀はこの新らしき二神を加へ、古來の大神系統の諸神は漸次に歴史的色彩を濃厚ならしめぬ。  
神祇制度の發達。三韓服屬の結果は俄かに政務の繁劇を致すと、もにすべて時勢の進歩に應ずべき新らしき施設を必要とするに至りしより、先づ履仲天皇の朝齋藏の傍に内藏を立て、こゝに官物を分ち納め、外來の歸化人たる阿知使主と王仁とをしてその出納を掌らしめられぬ。いふまでもなくこは國家の財政機關の膨張たると同時に、之が性質上よりせる二分割の行はれしものなれば、崇神帝の御代に於ける神人の分離に引續ける現象にして、その財政上に見はれたる變動といふを妨げざるべし。尋いで雄略天皇の朝更に大藏を

## 三藏の分立

分ちて三藏を分立せしめ、蘇我滿智宿禰をして之を檢校せしめらる。かく阿知使主以下當代の新智識ある人々をして管掌の局に當らしめられしにより、最初齋藏を掌り之によつて重きをなし、齋部氏は、寄處を失つてその勢力失墜し復振はずなりぬ。

## 齋部氏の衰微

大化の改新と大寶令の制。三韓との往來より大陸との交通を導き、延いて隋唐の文化の輸入せられし果は、政治の根本的革新を促して、孝德天皇の朝に大化の改新を行はるゝことゝなりしが、次いで幾多の推敲を経て、文武天皇の大寶年中に入り、始めて確定して律令を天下に頒布せられぬ。此に於て他の諸般の行政と共に神祇に關する制度も確立して成文となり、後代の規模とせらるゝに至りしが、當代に於ける立法の典據が専ら唐制に存せしにも係はらず、神事のみは古來の風儀に察し時の宜しきに鑑みて、本來の面目を失はず、克く敬神

## 神祇制度の確立

## 神祇官の設立

の旨意に合致せるものなりき。次にその要領を叙述せん。

古來中臣忌部の二氏により擔當せられし朝廷の神事も、時代の進むとゝもに漸く繁多にして、いつしか專務の部局を立つべき必要に迫りしは之を想像するに難からず、而してそのことの確かに見えたるは大化改新の際なりしが、尋いで大寶令の成るに及び、その制始めて詳かにして、神祇の事務を掌理する爲めに神祇官を設け、之を太政官の外に置かる。神祇官は之を唐制に當つる時は、六部の禮部九寺の大常寺に匹敵し、我が太政官に相當する行政官廳に包括せらるゝと雖も、我は之に倣はず、之を特別官衙としてよく神國の神國たる面目を保持せしなり。神祇官の長官を伯といふ、その掌る所は神祇の祭祀祝部、神戸の名籍等にして、即ち神社行政の大綱を總攬したり。而してその行政の内容は國家の隆盛を致す所以たる祭祀の執行に重きを置く。

## その職掌

伯白川家  
恒例の祭祀

と、もに、太政官の権限と相俟ちて廣く全國の神職及び神領の住民を董督し、他の諸般の行政と同様に中央集權の實情に適ひしを見る。此に於て祭と政との機關の判然せしと同時に、その権限も廣く一般に亘れり。この後王朝の末より伯は花山天皇の皇胤白川家の世襲に歸し、近く維新の際に及びぬ。本官の事務の中最も重要なるは朝廷に於ける年中の祭祀にして、その目左の如し。

祈年祭 二月

年の災起らず時令順度にして年穀の豐饒ならんことを祈請す、延喜の制によるに官社の祭神悉く之に預れり。

鎮花祭 三月

大神及びその荒魂を祭る狹井社の祭、春花飛散する時疫神の發する癘を鎮遏せん爲めに之を行ふ。

神衣祭 四月

伊勢神宮の祭にして夏の御料たる御衣を上る。

三枝祭 同

大神の御子神なる大和の率川社の祭、三枝花を以て酒罇を飾るによりこの名あり。

大忌祭 同

大和の廣瀨龍田二社の祭、苗稼甘水に浸潤して秋成の全からんことを祈る。蓋し廣瀨神は五穀を守護し龍田は風神なるを以てなり。

風神祭 同

同じく廣瀨龍田の祭、沓風吹かず稼穡の滋登せんことを祈る。

月次祭 六月

祈年祭とその主旨異ならず、月毎に行ふべきを六月と十二月とに約せるなり。

道饗祭 同

卜部等京城の四隅の道邊に行ふ。鬼魅をして京師に入らしめざらん爲めに、豫め道に饗して遏むるなり。

鎮火祭 同

卜部等宮城四方の外角に火を鑽つて火災を遏めんことを祈る。

大忌祭 七月

四月に同じ。

風神祭 同

四月に同じ。

神衣祭 九月

神宮に冬の御料を奉る祭なり。

神嘗祭 同

その年の新穀を以て大御神を饗し奉る。

相嘗祭 十一月

諸國の主なる神々に初穂を奉る。

鎮魂祭 同日

大嘗を行はれんとして先づこの儀あり。

大嘗祭 同日

その年の新嘗を主上自ら聞召し給ふにつけて天下の諸神に之を饗し給ふ。之に預るは後にいふ官幣社中の大社に限れり。

月次祭 十二月

六月に同じ。

道饗祭 同

六月に同じ。

鎮火祭 同

六月に同じ。

大祓の式

この外には六月、十二月の晦日に大祓の式あり、主上親ら之を行はしめ給ふは勿論、百官男女を祓所に集め、中臣祓詞を宣り、卜部解除をなす。穢を拂つて淨に就くは我が國固有の國民性に出で、之が爲めに祓を行ふは實に建國以來の古風たり。仍て六月、十二月の二期に約してこの儀を行ふ者にして、これ亦その起源は已に久しき以前にあるべし。以上恒例の制の外、臨時の祀典として特筆すべきは、即位に次いで舉行せらるゝ大嘗祭なり。その主旨年々の大嘗祭に異ならざれども、御代初めの重き行事としてその儀最も嚴重なり。附けていふ、この當

大嘗祭と新嘗祭との別

大中小祀

時にあつては、臨時と恒例との別なく、之を大嘗とも新嘗ともいひ通はし、が、この後御一代一度のを特に大嘗となし、新嘗との區別を立てたりき。

祭祀の意義

尙ほ當時の制には、祭祀に大祀中祀小祀の別を立て、一ヶ月齋戒するを大祀、三日に亘るを中祀、一日に止まるを小祀とせしが、之を延喜式に参照するに、御代始の大嘗祭は即ち大祀にして、祈年月次、神嘗新嘗等の祭は中祀に、他はすべて小祀に入れり。大寶令の定むる所略ぼかくの如し。之によつて觀るに、朝廷に於て祭祀を行はるゝ、意義極めて明瞭にして、偏に國利民福を主眼とせる國家的儀禮なると、もに、朝廷自ら之を神明の幽助に仰がんとせられし仁慈の聖旨もその間に躍如たるを見るべし。かくの如きは即ち太古以來列聖の遵行し給ひし所にして、祭祀が國家的なる所以實に此に存せり。而して之が中に



官社の待遇

あつても新年大嘗を始め、大忌風神祭等年穀を祈る祭祀が、屢繰返されて年中行事の要部を占めたるによれば、建國以來の農本主義がいかに政治に反響して神事に結びしか、頗る注目に價するものありといふべし。

官社の制。さきに述べし神宮皇居の分離により朝廷の宗祀にかゝる四五の神社を見はし、が、その後世を経るに従つてその數も次第に増加せしなるべく、殊に大化の改新以降封建の制を廢せられて、四方の土地人民の朝廷に直屬せしよりは、諸國の神社にして優遇に浴せしも尠からざりしならん。かくて是等の神社は固よりその待遇に等差あるを免れざりきと雖も、大化の後いつしかその制も定まり一般に通じて祈年の幣帛をうくるを例としたり、朝廷より神社に幣帛を捧げらるゝを奉幣といふ。奉幣は神祇官の職掌なるを以てその恩

神名帳  
神階の制

典に預る社を官社といふ。官社の數は固より明かならざれども、大寶令の成りし頃に於ては普く全國に及びしもの、如く神祇官にその社名を登載せる官社帳一に神名帳又官帳ともを保管せり。官社帳の完成せしはその後天平の頃にして、又この當時より神階を授くる例を開かれ、爾後平安朝にかけて天下の主なる諸神に之を進められぬ。そも官社の設は社格の基礎をなすものにして、その制度上に於ける價值はいはずもあれ、廣く神社史上に於ても留意すべき一現象とするを妨げざるべし。而してその結果として官社の列に入れる社が漸く時を得て、全般の趨勢を左右するに至りしは、正に至當のこと、いはざるべからざるなり。

祭政の家職の分離。朝廷に於けると同様に、諸國に於ても、もとは祭政一途に出でて、その間の區分を見るべからざりしかば、國造、縣主等

國造の廢止

の地方官はやがてその管下に於ける祭祀の長官たりしならん。然るに大化の改新に際し國造の職は廢止せられて、彼等は行政上の權能を失ひしも、之に代つて爾後神事の方面に専らなるを得るに至りぬ。これ亦祭と政との分離にして、その地方に於ける現象とすべく、この後引續き國造の名目の許に永く神家となりしは、出雲大社に仕へし出雲國造天智日命の後と日前國懸神宮に奉仕せし紀國造天智日命の後との二家を宗となす。而して中央に於て之と好一對の事例とすべきは彼の中臣氏にして、鎌足の時姓を藤原と賜ひ政權を家にせしにより、祖宗傳來の家職は文武帝の時一族意美麻呂をして之を承けしめられぬ。その裔を大中臣氏といふ。この後神祇官人又は伊勢祭主となりしはその氏人なり。

出雲國造と紀國造  
大中臣氏

### 第三 外來思想との交渉

儒教と佛教

外<sup>○</sup>國<sup>○</sup>思<sup>○</sup>想<sup>○</sup>の<sup>○</sup>傳<sup>○</sup>來<sup>○</sup> 海外交渉の結果につきて更に觀察を新たにせざるべからざるは思想上に見はれし現象にして、就中緊要なるを儒教と佛教との影響なりとす。次にこの二大勢力が我が國民の腦裡に根ざし固めて固有の敬神觀念と折衝し、延いて一個の神道説を樹立するに至りし跡を辿らんとす。

儒<sup>○</sup>教<sup>○</sup>と<sup>○</sup>の<sup>○</sup>關<sup>○</sup>係<sup>○</sup> 先づ最初に輸入せられし儒教についていはんか。儒教は倫理道德の規矩準繩を説いて現世に處する所以を教ふる道にして、佛教の如く宗教的色彩の濃厚なるものに非ず。而して彼此國體を異にし國狀を一にせざる爲め、神祇に對する觀念及び祭祀の方法等に至つては、固より相一致せざるものなきに非ざりきと雖も、かの

支那の神祇と祭祀

周禮にいふ鬼神示の別、即ち神を分ちて天神地祇人鬼の三類となし、又禮記に祭祀の種類を擧げたる中、祈といふと報といふとの別を立て、祈願と奉養との主旨を明かにせるが如き、之を移して我が國の神祇と敬神の風とを説明せんとする時は、佛教の習俗を以てするよりも遙かに適切にして、ある點に於ては却つて共通せるもの、潜めるを認めらるべく、殊にその説く所の現世を主とし、正義の念を重んじ、家族制を基礎とせるが如きは、我が國民性に最もよく一致して容易に容受せらるべかりしなり。例へば忠孝報本反始の教訓の如きその一二の例とすべし。中にもこゝに直接の必要あるは祖先崇拜の風にして、我が國固有のこの特質は儒教の感化によつて新たなる刺激を與へられて徐々に助長せられ、遂に麗しき成果を收むるを得たりき。後世に及び神佛兩家の間に溝渠を生じて相論争するや、儒家が常に

祖先崇拜の風

支那思想の感化

郊祀

蕃神

神道家に加擔してその間の親善なりしは、蓋し由來する所なきに非ざるなり。かくの如くにして儒教を主として支那思想の上下に浸潤するや、奈良朝の初期に於て、彼の開闢説を取つて我が神典の冒頭に置き、之を我が神代紀の一節として怪まず、又持統天皇の御代には使を遣はして名山岳瀆を祭らしめられ、この後桓武天皇の延暦及び文德天皇の齊衡年中には、天神を河内の交野原に郊祀し給ひし等、祭祀の一部にも彼の風を交ふるに至り、我が神道との調和はある程度に於て成功の域に達したりき。神佛習合説の起源及び沿革。儒教よりも遙かに關係の密邇なるは、欽明天皇の朝に入りし佛教なり。佛教にいふ印度思想は従前我が國に行はれし敬神崇祖の風といたくその趣を異にせしかば、佛教の始めて傳へらるゝや、我が國民は之を目して蕃神といひ、その靈的性質

神道

を認め乍らも、我が國の神祇と相觸れざる全然別種の者としたりき。然るにその朝廷及び貴族の間に信奉せられて漸次世上に弘通せんとするや、漸くその刺激は加はりしなるべし、いつしか固有の惟神の道を命じて、神道といひ、外教と對立的の名稱を附することとなり、又當局の爲政者に於てもこの過渡の時期に際し、いかにして外來の新思想との融合を圖るべきかとの調和策にいたく苦心を重ねし如くなりき。この間に處せし當路者及び佛教家の用意やいかに當時我が國に輸されし大乘佛教の各派、又この後平安朝に入つて起り永く民心を支配せし天台及び眞言の二派は、宗義の性質より考ふるも、神祇の崇敬と全然相容れざるものに非らず、加之建國以來國家存立の根本となりし敬神の風習に對抗して之と相角逐するか、若くは全然之を顧慮せざらんとするが如きは、固よりその得策とせし所に非ざり

神道との調和

山林擧げの風

しかば、いつかは彼より我に近づきて互に提携せんとするに至りしも、亦自然の經過なりといふべし。此に於てか大化改新の後さのみ年所を隔たらざる間に於て、神道と相倚るの端を發したり。こは實に佛家の唱道にかゝり、神佛習合説の先驅をなせるものなりき。今そのここに至りし徑路を考ふるに、當時佛道修行の方法の一として所在の名山高岳に擧げし、こゝに禪居して淨業を修せしものあり。例へば文武帝の頃の役小角、之に次いで出でし越泰澄の如きは、就中之が代表者といはれし人々なるが、彼等が果して説の如く純然たる佛教の修行者なりしや否やは姑く之を措くも、この種の道者はその數頗る多くして諸宗の僧侶の間に風をなし、彼等の道場としては、大和の葛城、金峰、紀伊の熊野、加賀の白山等、最も世に聞えたりき。然るにこれらの山々には、それ〴〵神祇を鎮祭して、古來その靈威を頌へしかば、彼等

行者は山中に於て心身を練り法を修する間に於て、之に近づきて一種の靈感を得たる、これ實地に於て兩教の相接せし端緒なりきといはる。かくの如く相互の接近は先づ地方に序幕を開始せしが、之に加へて中央に於ても、或は理論の上に於て、或は高僧の實蹟に於て、神道と結託すべき素地は漸次に固められつゝ、ありしなるべく、殊に復古的精神に基づいて、敬神の聖慮と、もに崇佛の叡念深厚にましく、天武天皇の頃より、この氣運を促進せしめしに非ざるか。當代に起りし神祇觀として先づいふべきは、我が神祇と三寶との間に關係を繋ぎてこの兩者を均しく尊崇すべきものとせし思想にして、こは天平神護元年に於ける、稱徳天皇大嘗祭の宣命によつても之を徵するを得べく、かく同一の根柢に立ち敬神と崇佛と並び行はるゝを妨げじとせし信念の容れられしは、いふまでもなく兩教の調和の第一歩

神祇の佛法擁護

大佛造立と宇佐八幡宮

に進みしを示せるものなり。尙ほ之を詳かにいはんか。我が神祇は佛教を異端として排斥し給ふことなきのみか、克く之を容れて之が擁護に努め給ひ、外來の佛教は、我が神祇の冥助によつて克く上下に敷き、その健全なる發達を遂ぐるを得べしとせしなり。思ふにこは當代の佛教が政治と相關聯して國家の景福を致すを主眼とし、古來の國風と歩調を一にせしに負ふ所尠からずといはんか。而して之によつても我が神祇の寛容性に富める一面の性格は餘蘊なく發輝せられたるを見る。この佛法擁護の思想が實地の問題として、當代の史上に重要な印象を留めしは、聖武天皇の朝大佛の造立に關して、豊前の宇佐八幡宮の神助を請ひ給ひしことにして、實に當代に於ける神祇史上最も注目すべき現象なりとす。八幡宮は九州の東北部東西交通の要路を占めたる宇佐に出現し、地方に於ける名社の一なりしが、そ

の威光はこの頃は及び奈良の朝廷にも聞ゆるに至りしなるべし、天平十二年天皇が一大叡願を發して廬舍那佛の像を造らんとし給ふや、最初よりこの神に祈請あり、天平勝寶元年鑄像のこと成るや、わざ／＼神靈を奈良の都に奉迎して厚く神恩に謝し給へりき、蓋しこの王たる未曾有の難事なりし上、途中種々の障害に遭遇せしかば、人力を以てしては到底之を完くするを得じとの信念も愈、堅きを加へ給ひしなるべく、殊にその建立の動機をいかにといへば、いふまでもなく天下國家の爲めにして、事理極めて判然たりき、仍つてかく神明の援助を求めて怪み給はざりしならんと雖も、數多き諸神の中殊更にこの神の擇ばれしに思ひを致す時は、絶えず外來の新思潮に接觸しつゝ、ありし九州北岸の地方に、習合の事實に於ても恐らく他に數歩を進めしものありしに非ざるかと忖度せらる。神祇に佛事を祈る風

神祇に佛事を祈る風

神宮寺

聞法解脱の思想

この頃より漸く盛にして、世上に於ける種々の佛事も亦之に随つて社頭に移されぬ。例へば神の奉爲に最勝王經、仁王經、般若經等の經を讀誦し、三重五重の塔を建て、堂舎を設け、法會をなし、度者を置かるゝ等のことありて、之が爲めに所在の大社には、附屬の寺院を設置して此に僧侶を止住せしめ、命けて神宮寺といへり。即ち宇佐八幡彌勒寺、多度氣比伊勢大神宮寺これなり。かくの如くにして神明は佛法の供養を悦び、法施を受け給ふのみか、遂にはその功力によつて解脱して彼岸に到達せらるゝを得べしとさへ信ぜしめき。以上は奈良朝に於ける趨勢の梗概なり。

平安朝に入り佛法の益、世上に流布するや、我が神道との交渉は更に頻繁にして、前に述べし擁護聞法解脱の思想を基礎となし、漸次その範圍を擴張せしかば、神の爲めに寫經、圖佛し、神前に法會を營む風は

寺院鎮守社  
神の菩薩號

次第に盛にして、廣く諸國の名社に及び、又この頃より佛教擁護の爲めに、新たに寺院の境内に神祇を奉齋するか、若しくは在來の神社を奉じて鎮守社とするもの續出せしと、もに、神にも人と同じく菩薩號を奉るものあるに至りぬ。その例の一二をいはんに、東寺眞言宗に八幡宮、高野山金剛峯寺天台宗に丹生都比賣神社、延曆寺眞言宗に日吉神社を奉ぜしが如きは前者に屬し、八幡神に護國靈驗威力神通大自在王菩薩、大洗及び酒列磯前神に藥師菩薩の稱を冠せしが如きは後者に屬す。而して當代の初めに起りし眞言、天台二宗の開祖たる弘法傳教兩大師の如きは、努めて神社に近づき之を尊奉すると、もに、その神威を仰いで自家の宗派の興隆を圖らんとせしものにして、弘法は紀伊の丹生都比賣社の神地によつて金剛峯寺を創め、傳教は近江の日枝山即ち神代以來大山咋命の鎮まれる神山を開いて延曆寺を建立せ

神域變じて  
佛地となる

石清水八幡  
宮

り。古來の神域を變じて佛地となし、こゝに祭られし神社に寺院關係の新らしき由緒を添へしは正にその結果なりとす。尋いで大安寺の僧行教紀氏、武内宿禰の後裔は清和帝の貞觀元年に當り、祖先の親しく奉仕せし應神天皇を祭れる宇佐八幡宮を、都に近き男山の峯に勸請して帝都の鎮護としたり、石清水八幡宮これなり。この社は成立の初めより佛者の盡力に俟ちしことゝて、その性質一般の諸社と異にして、祭典は佛式の法會、之に仕へて一社の事務を視る主權者は社僧、加ふるに居常素饌を奉り、法衣佛具の類を獻じて、その風儀頗る佛寺に類せしが、創立の後間なく朝廷の尊崇を得て帝室の顯祖と崇められ、又道俗男女の集會する所となつて、頼りにその靈驗を頌へられぬ。本社の後に見はれ同様の性質に屬せしものに、祇園北野熊野山等の諸社あり。何れも極端に進みし習合説の産物の一にして、以て時代思潮の反映と

## 宮寺の制

するに足る。是等の社を宮寺の制に成れる神社といひ、その祭神を精進神ともいへり。

上に記し、所によつても知らるゝが如く、佛者の試みは歩一步を進めて殆ど底止する所を知らざらんとせしが、延喜以降に及び更に一段の進境を示し、神の性質を説いて佛と同體とし、兩教の聯絡を一層密にしたり。世に權現といふはこの思想を表せる語にして、之によつて立てられしを本地垂迹の説となす。こはその初めは抽象的に兩者の一致を信ずるに止まりしものゝ如くなるも、次第に進んでそれぞれの神々にその本地佛を指定するに至りぬ。例へば八幡を釋迦又は阿彌陀、賀茂を正觀音、春日を不空羅索觀音の垂迹とするが如きはその一例にして、當代の末期となつては、二十二社を始め廣く其の他の主なる神社に亘つて之を定めぬ。顧るに佛教渡來以後平安朝の末期

## 權現

## 本地垂迹説

神佛習合説  
の影響

に及ぶまで凡そ六百三十年、この間に於ける佛者の絶えざる努力は、徐ろに我が國風に同化して、王法爲本の主義を鮮明にするとも、神道に近づいては、かく相互の一致を説明して、由來久しき問題に最後の解決を與へたりき。而してこの説の起源を以て、或は奈良朝にかけ、大佛建立の際に於ける行基の作爲とし、或は弘法傳教の手に成りしならんといふものあれども、ともにその確證を見ざれば、之を採るべからず。

習合の理説の進みし上は、必ずや相互に影響を與へし所なくばあるべからず。今先づ我が思想界に見はれし所を察するに、一般に神と相並んで佛を拜し、神佛の崇拜を同時に容認せしこと最も注意すべき現象の一なり。朝廷の行事、民間の風習、倫理、道德の教訓等、何れもその根柢をこゝにおき、この後永く國民大多數の腦裡を支配せしもこの



信條に外ならず。随つて彼此の間は融會無礙にして、神にも佛と同様に後生の安樂を希ひ、その本地の功德を頌へて怪まず、例へば延久二年に成れる石清水不斷念佛緣起には、

仰願大菩薩哀愍證成、……見聞觸知之人、悉到西方、結緣隨喜之輩、悉證上名、

といひ、建久八年僧辨曉の記文には、

是皆佛神名異、本地流一、冥顯事替、其始相同之故也、

といふ。この類のもの尙ほ多し。かゝれば諸國の神社に於ても、それぞれ神宮寺又は別當寺を設け、祭祀に僧侶の修法勤行する行事を加へ、境内に堂塔伽監をおく等、いたく佛寺の風を交へたりき。かく混淆の頗る甚だしき世となつても、一方に於ては古來の差別觀は、或程度まで嚴重に保持せられて、その權威を失はず、例へば大神宮を始め重

神佛の差別觀

陰陽道の性質と行事

る大社の祭事に佛事を憚り、又祭祀に於ても到底融合すべからざる部分を存せし等、固有の神格を嚴正に保持せんとせし試みは、絶えず存續せられて、自ら一異彩を放ちつゝ、ありしが、更に進んでは、早くより社僧に妻帯を聽して公然に不淨僧を認めし風の如き、寧ろ我より彼に與へし感化として着目せらるべきものといはん。

陰陽道との交渉、尙ほ此につけていふべきは陰陽道にして、斯の道と交渉せし跡にも注意すべき節、尙ほ陰陽道とは陰陽五行の理に基き、卜筮天文曆學漏刻等の事を究むる方術にして、天一太白泰山府君等の神々を奉じ、屬星本命三元等の祭事を行ふ外、符呪あり禁厭の法ありてその行事略ぼ具はり、自然と人生との間に立ち、自然の意志に随つて社會民心を指導し、その歸嚮を過たざらしむるを主なる目的の一とせり。天文を見曆を造るは之が爲めにして、神を祭つてそ

の禁忌に觸れざらしめ、靈符を頒ち祓を修して離災招福の法を講ずるが如きも、孰れかこの意にそはざるものならん。然れば平安朝の如き自然の力に魅せられて、その上に出づるを知らざりし社會にあつては、貴賤僧俗の別なく、日常の生活上の指針として之を信奉せしも、蓋し偶然ならざるべく、かの宿命の説、方違の風の如きは、その風俗上に見はれし一端となす。

斯の如く最初より方術として世に立ち、系統的の教義を定めざりし陰陽道も、久しく世上に行はるゝや、本來の道、儒二教の感化の外、或は佛教と結び或は神道と提携して、自然にその内容を豊富にし、わきても祭祀及び行事の方面に於て、その傾向特に著しかりき。此に於て神祇史上注目せらるべき一二の要項を生じたり。その第一にいふべきは祭祀なり。古く大寶令に載せられし恒例諸祭の上にも、多少の混淆

## 祭祀と行事

占ト  
禁厭と符呪

を來せし形跡あるは、夙に先人の看破せし所なるが、そはとに角も、延喜式に至つては明かに事實に見はれて、十二月晦日の儺祭の如き頗る神事に近づけるあり。庭火、平野竈神祭の如く、斯の道の行事となれるあり。又諸の鎮祭を廣く神事の部門に入れて、怪まざりし等、之を何れの點よりするも、その間頗る親善なりき。次にいふべきは祓禊の法なり。これも亦いつしか陰陽師の手に移つて、彼等の職掌となり。諸大社の祭祀にまで侵入せしのみならず、河臨上巳等の新らしき式を生じて、いたく世上の歡待をうけたりき。この外占トの作法につきても、略ぼ同様といふを得べく、更に進んでは禁厭符呪の所作の如き、最も深き關係の存せる點なりといふべし。かくて民間の風習としては、さきに述べし斯の道の神々の祭祀せられしは勿論、我が神道の行事が佛教と、もに陰陽道に移れるあり。例へば幣を供し中臣祓を讀む風

三教の混和

の如きはその一なり。又佛家の作法が神道と、もに陰陽道に攝せられしものもありて、三教混和の實は之を隨處に見るべかりき。之を要するに陰陽道との交渉は、彼より我に近づき、我が國風に倣ふと、もに、その一部は我が神道の圈内に入つて、神道の爲めに包擁せられし形迹を残す。而してその性質上佛教の如く高遠なる神靈觀に觸るゝことなく、行事作法等實際の方面を主とせしは、正に然るべきこと、せん。

#### 第四 平安朝

諸社の崇祀

初期の<sup>○</sup>狀勢<sup>○</sup> 平安奠都と、もに神祇崇敬の中心も新京に移り、古くよりこの地方の大社たりし賀茂松尾等の神々を篤く崇められしと

東西邊陲の諸神

同時に、藤原氏の祖神たる春日大原野二社の外、平野梅宮等外戚の氏神を起して重き待遇を加へられしが、この後清和帝の貞觀年中には八幡神の新京に近く遷坐せらるゝあり、尋いで洛中に祇園神の勸請を見、神社界は次第に盛況を呈しつゝ、ありき。翻つて地方に於ては、外來の氏族の土着せしより日久しく、彼等は何れも我が國風に同化して所在に祠宇を設け、之をその氏神と仰ぎぬ。この間朝廷に於ては、神祇を優遇せらるゝの途年々に擴張せられて、諸國の諸神を或は官社に列し、或は名神に班し、或は位階を昇叙して皇恩四海に普ねく加ふるに把笏の制も漸次神職に及ぼされて、その地位を向上するに努められしが、その傍に於ては國勢の膨張に伴うて、東の方蝦夷の征討に際し、出羽の大物忌月山、常陸の鹿嶋神の神助の見はるゝあり、西の方新羅の入寇に當つては、古來の宗像香椎住吉



次及び新嘗祭に就中若干は相嘗祭に預れり。そのかみ奈良朝に於てはすべて官幣を供する定めなりし如くなるも、その事行はれざりしより、桓武帝の延暦十七年國幣を以て之に代ふるの制を立てられ、爾後官國幣並び行はるゝことゝなりしなり。かゝれば式の規定によるも、京師に近接せる五畿内には悉く官幣を以てせられしも、東海以下の諸道は特種の由緒ある社を除く外、すべて之を國幣に委ねられしを見る。次に之を表示すべし。

官社	二千八百六十一所	神祇官祭神	七百三十三所	大社	三百四十八所
		國司祭神	二千三百九十五所	小社	四百七十三所
				大社	百五十八所
				小社	二千二百七十三所

延喜式内社  
國史現在社  
官社の待遇

これ即ち朝廷崇敬の神社にして、世に之を延喜式内社略して式といふに對して國史に見え乍ら、式に登載せられざるを國史現在社といふ。これら官社に對する待遇は一般と異にして、上記の奉幣の外或は祭神に位階を奉り、或は神田神戸を捧げ、或は官司を補して管理の局に當らしめられしあり、又就中尊貴なる社には修造の爲めに正税を支出する途をも開かれぬ。かく全國に亘り劃一の制を敷いて歳次の禮奠を薦められしは、固より敬神の趣旨に出でし盛舉たりと雖も、動もせば奉幣を忽諸にして成績の之に伴はざるは、由來久しき弊風にして、延喜の聖世に於てすら之を矯めんに由なかりしが、世を経て愈甚だしく、後には神事興行の令もたゞ名のみ止まるに至りぬ。二十二社の發生。この當時一般官社の制の外に立ち、優渥なる朝眷に浴して頗る卓越せる位置に居りし若干の神社あり。即ち伊勢大神

奉幣の弛廢

宮を始め賀茂<sup>上下</sup>、石清水、松尾等の諸大社にして、初めはその數に制限ありとも見えざりしが、延喜以降すべての方面に於て因襲的傾向著しく、萬事先例古格によつて律せらるゝ世となるや、自ら流例となつて動かず、加ふるに王綱漸く紐を解いて中央と地方との聯絡全からざりし當代にあつては、廣く遠隔の諸大社にまで之を及ぼさるゝ餘裕を見ざりしなるべく、こゝに京師を中心として附近の國々に之を限り、又すべてに通じ祈年穀奉幣を行ふ等、その待遇も自らに定まりしが、その定額の固定せし最後は白河天皇の永保元年にして、當時その列にありし神社二十二所あり、仍つて之を二十二社といふ、即ち左の如し。

伊勢 <sup>内外</sup>	皇室の御祖神	内式	伊勢
石清水	源同氏の氏神 <sup>上</sup>	外式	山城

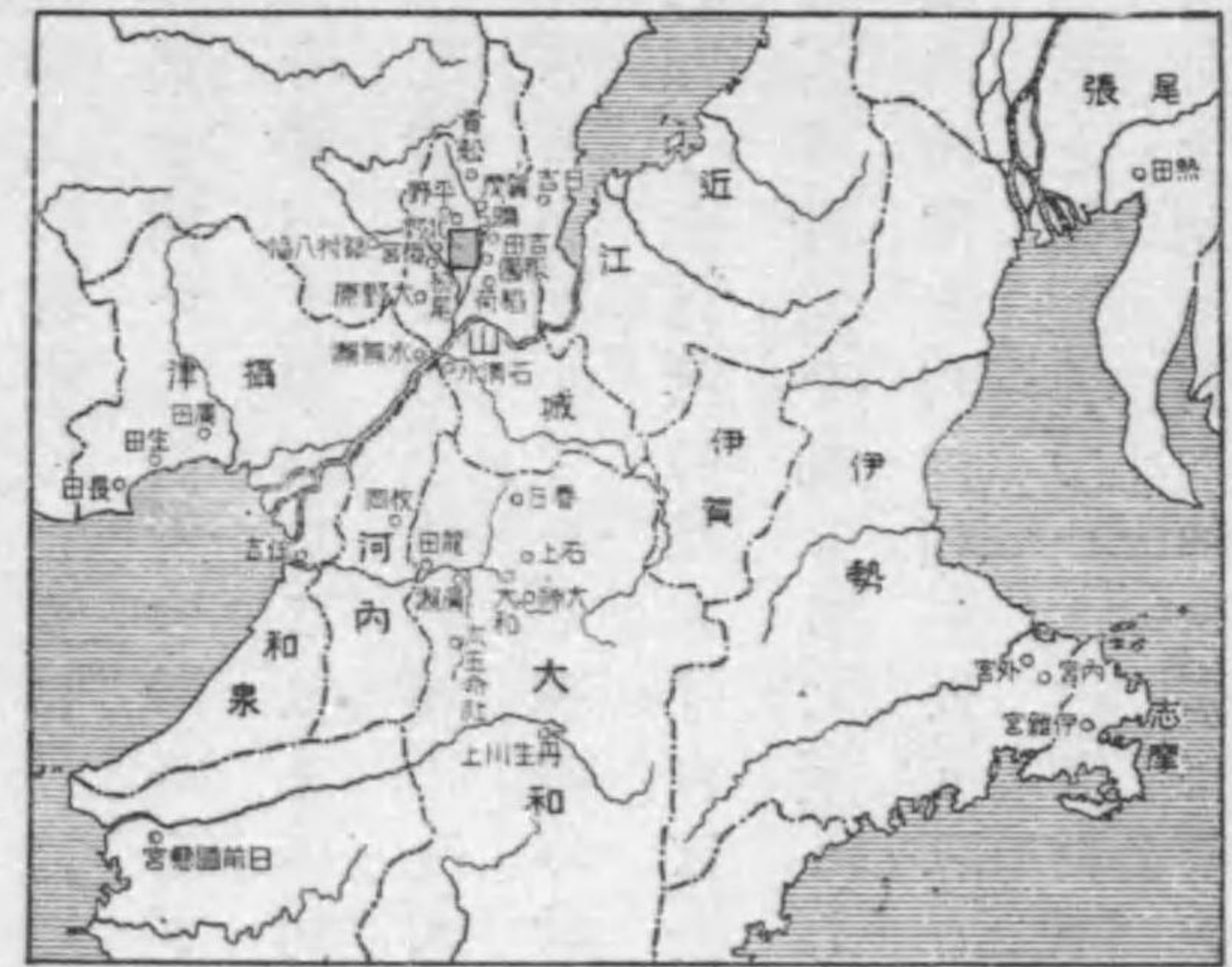
賀茂 <sup>上下</sup>	王城の鎮護	内式	同上
松尾	同上	同上	同上
平野	皇室 <sup>外</sup> 戚 <sup>の</sup> 氏 <sup>神</sup>	同上	同上
稻荷	庶民尊崇の社	同上	同上
春日	藤原 <sup>外</sup> 戚 <sup>の</sup> 氏 <sup>神</sup>	同上	大和
大原野	同上	外式	山城
大神	奈良朝以前の古社	内式	大和
石上	同上	同上	同上
大和	同上	同上	同上
廣瀬	同上	同上	同上
龍田	同上	同上	同上
住吉	同上	同上	攝津

二十社の種類	日吉	梅宮	吉田	廣田	祇園	北野	丹生川上	貴布禰
	延暦寺の鎮守	橘室外戚の氏神	藤原外戚の氏神	奈良朝以前の古社	庶民尊崇の社	同上	祈雨の社	同上
	同上	同上	外式	内式	外式	同上	内式	同上
	近江	山城	同上	攝津	山城	同上	大和	山城

即ち之を年代の上より分つ時は、新古の二種となり、神社の性質よりいふ時は、その最も重要な種類を網羅せるに近く、歴史的にも種別的にも他に超卓せるものを挙げたれば、之を以て一般官社の代表者とせんも些の不可あるを見ざるなり、而してこの制度は朝廷の宗祀

集中的傾向  
近畿地方の大社  
一三三四宮

を遇せらるゝ所以として、とにかくも近代まで之を持續せられぬ要するに二十二社の起りしは、時勢の促し、一種の集中的傾向によるものにして、こはこの後に於ける社寺の状勢を説明する上に、頗る注意すべき點なりとす。



次一三三四宮等を序でたり。こは何れも式内若しくは之に代るべき名の最上位に居るを一宮とし、以下順

社にして、その順位は國司奉幣の際の次第によれりといふ。されど今延喜式の官帳によるに、一宮の名こそなけれ、早くこの當時に於てその實を備へし箇所尠からざるを見るに足れば、その由來遠しといふを得べし。思ふにこはその初め民間の信仰とも一致して自然に發生し發達せしを、後に廣く全國に推及ぼして、公の制度とせしものに非ざるか。而してかく等級の附せられし上は、その最上位に居る一宮に傾くを自然の勢とすれば、公私にかけ之を主として、二宮以下に及ばざる殊遇を加ふるに至りしが、之が爲め一宮はその地位昇進して國內の代表的神祠となり、専らこゝに勢力を集中したりき。

一宮と相並んでいふべきに總社あり。當代の制諸國の國司は管内の官社を始め國內神名帳に所載の諸社を祭り、時を定めて神寶を奉り、幣帛を捧げ、又親しく之を巡拜するの定めなりしが、之も亦時弊の餘

## 一國の總社

波をうけて、いつまでも當初の如くなる能はず、いつしか巡拜及び奉幣等の勞を省かんとして、遂に總社といふを始めぬ。こは管内に於ける國司所祭社の神靈を合祀して、その本社に於てすべき儀式を行ひし所にして、その位置國府の附近にあり。この一宮と總社とは當代の地方行政の殘し、産物にして、之が勃興は中央に於ける二十二社の發生とその趣を一にせしを見る。

神<sup>○</sup>社<sup>○</sup>の<sup>○</sup>社<sup>○</sup>會<sup>○</sup>的<sup>○</sup>發<sup>○</sup>達<sup>○</sup>　かく中央地方にかけて表れし風潮は、實に社會の全般に通ずる時勢粧にして、同様の現象は他の何れの方面にも之を求むるを得べく、かくてその末はいづこにまれ、有力なる神社をして思ふがまゝに力を伸ばさしむる期に達せしめしなり。こは寺院に於ても同然の事なりとす。つらく、按ずるに、社寺の發達は信仰の力によるを根本的の素因とせざるべからずと雖も、之によつて齎され

## 發達の素因



物質上の力

し物質の力にも負ふ所頗る多きは固よりいふを俟たざるなり。こゝに物質の力といふは概ね土地の所産に係り、之が多寡は直ちにその社會的存在に影響して、之を左右する元動力となる。而して社寺はその性質上之を得るに最も便宜なる位置に居るものにして、よく朝廷及び權門勢家を動かし、又自ら進んで幾多の庄園を奄有して巨多の利を收め、漸くその大をなしたりき。庄園は原則として不輸租の地にして、嘗に社寺に止まらず、院宮を始め有力者の財政上の基礎とせられし所たり。然るに當代の末期に入り制度の紊亂と、もに地方に於ける主權の存在を失ひて武家豪族の崛起となり、所領の保全上に一大恐慌を來すや、神佛の名によつて之を安全の地位に置かんとして、社寺に寄進せしもの多く、爲めに各地の大社寺は年々にその所領の額を加へしが、之が自然の結果として、その社に隸屬する戸口の増加

社寺の庄園

神人と衆徒

せしと、もに、課役の他の公私領に比して輕微なりしより、その庇護に倚らんとして、領内に遁避し來りしもの相踵ぎしかば、所謂神人衆徒の輩は驚くべき數に達し、中には武勇に長けし精悍のものも尠からざりき。かくの如くにして社寺は土地と住民との二者によつてその勢力を増進し、遂に權門勢家と相伍し、武家豪族と相並ぶ位置と實力とを得るに至りしかば、就中若干の大社寺は神佛の威光を中心とせる一個の勢力團として、社會を構成する有力なる一員となり、公武の二元に加へて時代の大勢を左右する動因とせらるゝの資格にも關くる所なきを得たりき。かゝればその基礎は愈々堅固にしてその資力は益々豊富に、居常崇敬の標的と仰がれしに止まらず、旁ら社會現象の中樞となつて、或は交通機關の發展を促し、或は都市の發達に資し、或は經濟上に裨益する等、文化の啓發に貢獻せしところ測り知るべ

社會の二元勢力

社會現象の中樞

神木入洛と  
神輿振  
干戈に訴ふ

からず。かくその實質に於て充實せしものありしに加へて、他の何れにあつても企及しがたき信仰の力を備へて、朝威も之を如何ともすべからざりしにあらざや。此を以て自ら不斷の皇恩に狎れて、一朝事あるや朝廷に強訴を敢てして高壓手段に出づるを憚からず、かの春日の神木入洛、日吉の神輿振の如き然り。更に進んでは自ら干戈を執り、交戦場裡に馳驅して、その行動さながら生得の武士に異ならず、彼等が源平二氏の争亂を機とし、各夤緣に引かされて奮闘せし効果は、中々に之を輕視すべからざりしなり。今廣く諸國に亘つてこれら優勢なる神社を求むるに、京師には石清水八幡宮ありて諸國の主なる八幡社を配下に集め、社領の廣大なること殆ど比倫を斷てり。奈良には春日神社あり、藤原氏の氏神として氏寺なる興福寺と共に朝野の尊信最も篤く、近江には日吉神社あり、天台宗の本山たる延暦寺に鎮

諸國の神社

守としてその神威上下を壓せり。稍離れて紀伊には後にいふ熊野三山あり、東國には鹿嶋香取の二社あり、藤氏一門を氏人として威望一世に重く、中央の文物を東國の果に移植する媒介をなせり。遷つて中國には出雲大社と嚴嶋、九州には北に宗像、東に宇佐八幡、西に肥後の阿蘇、南に大隅正八幡宮等の社を擧ぐるを得べし。

物詣と參籠

物詣の風の流行。神社の社會的地位を明かにせし上は、延いて社會の人士と神社との間に結ばれし風習に及び、神社が當代の世態にいかん反映せしかを述べんとす。平安朝の中期以降、泰平日久しくして世上には殆ど何等の刺激をも見るべからず、上下を擧り苟安逸樂を事として復餘念なきに至るや、神佛に詣づる風日々に盛にして世の風潮をなし、こゝかしこの社寺は貴賤道俗の群集する所となつて、都も鄙も神事佛事の勤行に隙なく、物詣參籠廻國巡禮靈所參詣等信心

神佛の靈驗

御師と檀那

熊野三山

の道者は時を得顔なりき。而してこれらの行事は半ば消閑遊娛の爲めにせられて、あらぬ方に利用せられし傾きなきに非ざれども、その主眼とせし所は時代の風習に基づき、稍異なる形式の許に神佛を禮拜し、之が冥助を仰いで効驗に預らんとせしにあり。この當時は神佛の靈驗の最も悦ばれし時にして、尊きも卑しきも僧も俗も、一度之を耳にせし曉は、只管人に後れじと蟬集せしこと、宛も水の低きに就くが如く、之が爲めには千里の道をも遠しとせざりしが、かの佛家に於ける御師と檀那との關係も亦この間より神社に移されき。

熊野と巖嶋との繁昌。さて當代に於て専ら驗を以て聞えし第一の社は實に紀伊の熊野山なり。熊野は紀伊の東南牟婁郡の奥に位し、本宮新宮那智の三社より成り、之を合せて熊野三山といふ。その地南に大海を控へ北に高山峻岳を負ひ、東西共に交通頗る不便にして、自ら

院宮の崇敬

別天地をなせり。此を以て奈良朝に入り北の方大和の金峯山が佛教修行の道場として、道者の出入する所となりしより、この方面にも來つて行を修する者ありしが、いつしかその風盛にして、宇多・花山の兩法皇は親しく玉趾をこゝに印せられ、又長久の頃よりは金峯と聯絡を通じ、大峯山を中心として一個の大規模の道場となしぬ。熊野三山の名が京都の上流社會に聞え亘りて、院宮・捨紳家の間に音ならぬ尊信を得しは、凡そこの頃よりのことにして、引續き院政時代に入るや、白河法皇以來歴代上皇の御崇仰一方ならず、延いて龜山上皇に至るまで御幸の數一百度の多きに上りしが、この外權門勢家の抖擻の流行せしはいふも更にて、實に熊野詣の風は一世を風靡し、三山の神威は他の何れの社にも超えて深き感化を及ぼしき。而してこの間入峯の僧にして、三井の天台に屬せしもの、一團は、此處に勢力を敷き、本

修驗道

山にその道場を開きしが、寛治以降は世々三山檢校として之に臨み、又本社を以てその門流の鎮守と定めぬ。これ即ち世にいふ修驗道の起源にして、この一派は佛教各宗の中にあつても神祇との關係最も深かりき。

日吉神社

熊野三山には稍遅れしも、同様に院政時代に入り俄かに興隆の運に向ひしは、延暦寺に奉ぜられし近江の日吉神社にして、一社の性質はいはずもあれ、發達の傾向に於ても、いたく三山と類似せるものありき。山王二十一社といはれしは、即ち本社なり。

嚴嶋神社

次にいふべきは當代の末期平家の勃興に促されて起りし安藝の嚴嶋神社なり。社地海島に面し山容頗る幽邃にして端嚴、その祭神を命けて市杵嶋姫といふ、さきに延喜の盛時大社に列せられて國幣をうけ、早くより地方有數の神祠たりき。降つて久安年中平清盛安藝守に

平氏の崇敬

任ぜられて國に下り、深く靈驗に感じてその信仰を固くせしより、神威平家の氏人に及びぬ。その後清盛は家門の繁昌して福祿の菟まりしにつけて、神恩を懷ふの情切にして、一門を舉り無比の崇敬を捧げて、神寶經卷の奉納時々の參詣をこれ事とし、遂には公家の間にもその風を移して、治承年間に及び、後白河法皇建春門院並に高倉上皇の御幸を見るに至らしめぬ。かゝればその初めは清盛個人の信仰に起因せりと雖も、國史に見はれし上よりいふ時は、從來の藤原氏と春日明神との關係に酷似し、嘗に之を一門の守護神と仰ぎしに止まらず、廟堂に立つては之を唯一の後援者として、その庇護の許に時の華を翳せりといふべきか。而して平氏が藤原氏の後を襲うて公卿風に化せられしと同様の現象は、之を本社に於ても見るを得べく、この點に於ては後にいふ鎌倉の鶴岡八幡宮といたく趣を異にしたりき。かく

の如くにして嚴嶋は熊野に次いで世に見はれ、天下に名を知らるゝ社となつて、二十二社に並び朝廷宗祀の一に列せられき。

## 第五 鎌倉時代

治國の要道

幕府の神行政。王朝末期の頽廢せる風紀は、鎌倉時代に入り武家の政治によつて緊張せられて、徐ろに面目を改め、神事に關しても幾多の成果を齎し來りしが、次にその大體の經過を述べんとす。神佛に均しく敬事して社寺の歡心を失はざらんとするは、古來治國の要道とせられし所なれば、新たに起りし頼朝の踏むべき道としても固よりその外に出づべきに非ざりしが、彼は元來敬神崇佛の念に厚くして、その事蹟には見るべきもの尠からざりき。彼が勃興の初め

神佛事興行

所領の復舊

より政綱の一として標榜せしは、神佛事を興行せんとせし主張にして、之が最初の目的は一時の軍政時代の荒廢より、社寺を救濟して秩序を恢復せんとするにありき。此に於て先づ見はれしは所領の權利の容認を得て、その所産を確實にせんとせし諸社寺の期待なりしが、かくの如き土地に關する問題は、いふまでもなく幕府の興廢に關する大事件にして、諸般の行政中最も重要な位置に居るものなれば、頼朝自身にもその急務なるを曉つて、早くよりその處分に意を用ひて、彼等の豫期を空しくせしめざりき。然るにその一面に於ては、平安朝中期以降の流弊を受け、種々の事故を起せるあり、平氏の末路よりこの方暫し社會の混亂せし間に、武家の侵奪に遭へるあり、又當代に入り却つて御家人の横暴に苦しみしものありて、是亦到底默視するを得ざりしかば、是等のものに對しても、努めてその訴訟に耳を假す

守護使不入

と、もに、進んで復舊の方法を講じ、爲めに自家及び御家人の権利の一部を放棄して憚らず、又社寺の申請に應じて守護使不入の保障を與へしことも屢なりき。尙ほこの外特別崇敬の社寺には新たに所領を寄進せしものもあれど、こは直ちに一般を律する例となすを得ず。蓋し頼朝の社寺領に對せし方針は、その曾てうけし損傷を癒し、その葛藤を和解するに力を盡して、それ、その本領に復せしむるを主眼とし、之を増額して他日の患を貽すが如き素因を作るを避けしなり。思ふにかくの如き消極的態度は、すべての社寺を武家政治の下に統率する上に、最も適當なる方策なりしこと争ふべからず、假に之と反對の方針を執つて、濫りに優遇を加へたりとせんか、彼の霸政は遂に充分の功を收むるを得ざりしならん。

所領に關する主義の決定は、社寺そのものに對する根本問題の解決

社寺領に對せし方針

社殿の修理神事の遂行

幕府の制度

武威の移植

といはんも不可ならず。次いで彼の採りしは、この根柢の上に立てる經營の方法にして、社殿の修理と神事の遂行とを以て眼目となし、彼は朝廷と、もに力を協せてその目的を貫かんとせり。もとよりこの二項は古來常に朝廷より訓示せられし所にして、いつの世に於ても動かざる神社行政の要目たりといふべし。かくの如くにして彼はすべての社寺をして各その本分に安んぜしめ、以て彼の霸政の許に健全なる發達を遂げしめんとせりと雖も、かゝる一般的政策の力は前に述べしが如き所在の大社寺に對して、未だ充分なる權威たるを得ざりしかば、かの石清水八幡宮に別當家の門流を分つ基をなし、出雲大社に部下の士を總檢校に補命せしが如く、別途の方法に出で、その間に武威を移植せんとせしを見る。

次に轉じて當代に於ける制度いかにと回顧するに、固より繁文縟禮

## 寺社奉行人

を忌み簡易實行を旨とせしこと、て、王朝時代の如き首尾一貫せる成文を立つるに及ばず、又寺社に關する奉行人の名は見えたるも、一般に亘る常設の機關は、永く之を實現せらるゝに至らざりき。之を要するに創幕第一代の將軍として頼朝の執りし方針は、その主旨に於て當代の思潮と一致し、又古來の慣例とも矛盾せる所なく、且つ全般の行政の上に於ても、その意義の輕からぬを認むべしと雖も、稍久しき以前より放漫に流れし政局を拾收せんとせし彼の地位としては、之に應ずべき非常の用意と決心とを要せしや論なく、隨つて上述の如き寬嚴兼ね備はる態度に出で、自ら公家の政治と歩調を異にせざるべからざるに至りしが、此の如き政策の實施に當り、幕府の最も便宜を感じしは、その所在關東にありて、諸大社寺の集中せる京畿の地方と隔離し、その間に於ける煩累より免るゝを得しことな

武門政治の  
與へし恩澤

りき。但しその結果に於ては、餘りに武家の跋扈せし爲めに、種々の障害を誘致せし憾みなきに非ざれども、こは眞に勢の止むを得ざりしによれば、かくの如き弊習のみを見て、之を品隲せんは、公平なる見解といふべからず。今管見を以てせんに、確乎たる武門政治の恩澤によつて、社寺全般を通じ古往相傳の所帶に安堵して、前代に異ならぬ生活營むを得しを、最も大なる幸福とし、又武家の功績とせん。  
貞永式目の制　この頼朝により打立てられし根本主義は、北條氏執權の世となつても固より變改を來すことなく、鎌倉幕府全期を通じて嚴守せられしが、簡單ながらも之を成文にして、幕府の意向を示しは、泰時執權の時代、貞永元年に定められし御成敗式目の冒頭に、いへる一條なり。即ち、

可修理神社專祭祀事、

右神者依人之敬増威、人者依神之德添運、然則恒例之祭祀不致陵夷、如在之禮奠莫令怠慢、因茲於關東御分國々并庄園者、地頭神主等各存其趣、可致精誠也、兼又至有封社者、任代々符、小破之時且加修理、若及大破、令言上子細者、隨其左右、可有其沙汰矣。

と。その内容に於ては、頼朝當初の精神と何等の相違なく、その範圍に至つては、廣く管下の士に及びたれば、やがて之を以て武家全般を戒めし教訓とするに足るべし。本書は更に之に次いで、

可修造寺塔、勤行佛事等事、

## 敬神と崇佛

の一項を設け、略ぼ同様の意を述べたり。即ち知る神佛に並び崇事して、その何れにも偏倚せざりしを。

幕府の崇敬社。上に述べし所により、幕府の政綱の要旨を明かにしたれば、引續き諸社に敬事せし事蹟に及ばんとす。頼朝の一代を通じ

## 鶴岡八幡宮

尊信最も篤かりしは源家の氏神たる八幡宮にして、治承四年始めて鎌倉に入るや、會こゝに曩祖頼義の勸請せりと傳へらるゝ、八幡宮のありしを取立て、この地の中樞に當れる小林郷の北山に遷し、次いで建久二年その回祿の災に罹るや、直ちに土木の工を起して輪奐の美を整へ、その規模を大にし、又別當僧神主等の職員を置いて設備を全くせり、鶴岡八幡宮これなり。かくて彼は正月元旦を始め年中定日に社參し、事大小となく祈願を寄せていたく、その神威を崇めぬ。思ふに幕府と本社との關係は、是よりさき藤原氏と春日大原野平氏と、嚴島との間に結ばれしものと同様にして、恐らくは是等の先蹤に負ふ所多きに居るならんと雖も、獨り本社にあつては、かゝる古來の慣習の外に出で、他の企及すべからざる特色を見るべかりしかば、その感化は延いて御家人に及び、是等の人々の信念も亦本社によつて



武門の守護神

伊豆山權現  
三島明神

二所詣

統一せらるゝの緒に就きしと、もに、八幡神の威徳も漸く顯彰せられて、嘗に源氏の一族に止まらず、武門の守護神として廣く武家の全般を包擁するに至りぬ。之を要するに鶴岡八幡宮は頼朝個人としては勿論源氏としても幕府としても、唯一無二の崇信を捧げし社にして、實に幕府宗祀の第一に位したりき。  
鶴岡に次げる社としては伊豆の伊豆山權現、相模の宮根權現及び伊豆の三島明神の三社あり。ともに往古よりこの地方に於ける名社にして、頼朝は勃興の初めより深く之に倚賴せしが、その志を得しより後は崇敬當ならず、伊豆山と宮根とを二所と稱し、三島と、もに奉幣寄進等のことあり、且つ毎年正月中に將軍親しく之に詣づるを例とせり。之を二所詣といふ。  
以上四社を幕府の特別崇敬社となす。この外尙ほ頼朝の深く心を寄

信仰の變化

せしに、神宮を始め熱田諏訪鹿嶋等の社なきに非ざれども、稍その趣を異にしたりき。思ふに幕府としてその宗祀を擇びし精神は極めて明確にして、飽くまでも武家主義を貫徹して、京師に於ける朝廷崇敬の社と親善なるを避け、新たにその根據地に自己の專祀にかゝる一社を設けて、その他に之と併立するものあるを聽さず、之に對する尊信は殆ど絶對的にして、しかも部下の士を包容せるものなりしなり。この後頼家實朝の二代を経て、皇族又は藤原氏の華胄より將軍家の迎立せらるゝ世となるや、春日及び二十二社中の主なる社を祭り又従前の制の漸く形式に流れんとせし傾向を呈するに至れりと雖も、その大勢には別に異變を生ぜずして止みぬ。  
神社及び社家の活動 平安朝の末期、所在の大社寺がそれ〴〵地方の重鎮として上下に重きをなし、は、則ち之に仕へし神職及び僧侶

武家の威光  
の瀾漫

のよく當代に雄飛するに足りしを示し、これら社寺の社會に於ける活動は、やがて彼等神職又は僧侶の動作たるに外ならざりしなり。而して當代に入りてより、武家方の色彩は世を経るに従ひ、武家の威光の瀾漫すると、もに漸く濃厚にして、神社及び奉仕の職員に通じて浸潤せしかば、さらでだに優勢なりし大社寺は、新たにこの現象に作用せられて、次第にその旗幟を鮮明にしたり。かくてその結果の一朝有事の日に見はれしを承久の役となす。

承久の役。に於ける社家。この突發的の大事變に誘はれて、京畿を始め諸國の社寺には、或は戈を執り或は加持祈禱を修し、それ／＼夤緣によつて公武の何れかに加擔せしもの尠からず、政治上に於けると同様に、こゝにも公武兩勢力の消長を決すべき機會を齎しぬ。即ち古來院宮貴顯の尊信最も篤く、殊に後鳥羽上皇の深く信賴まし／＼し

公武の分屬

亂後の仕末

熊野三山は、檢校長嚴以下殆ど全山を舉り官軍に味方して宇治川の合戦に出陣し、又賀茂の神主等は最初より討幕の密謀に參與したりき。之に對して武家方となり兵力を以て参加せしには、古くより源氏との緣故淺からぬ諏訪の社職の如きあり。この外朝廷よりは二十二社中の主なる社、又幕府よりは鶴岡八幡宮を主として盛に祈禱を行はしめき。然るに不幸にも官軍の失敗となつて局を結ぶや、熊野を始め官軍方の將士たりしものは、或は斬首せられ或は配流せられて、頗る悲惨なる運命に陥りしが、幕府の措置の周到にして辛辣なる、單にかゝる一時の仕末に満足することなくして、熊野山の如きは従前關東の信任淺からざりし定豪を新たに檢校に補命して、今後に於ける朝廷との聯絡を斷つと、もに、全山監視の衝に居らしめて、復かくの如き事故あらしめざらんとし、その他のものに對しても、それ／＼善

社寺領の收公

後の策を講じて残す所なかりき。その最も重視せざるべからざるは、社寺の據つて以て唯一の寄處とせし土地に對して加へし武斷的政策なりとす。幕府は社寺といはず、權門勢家といはず、すべて官軍方の所領を收公して、之を有功の士に頒つ資に供せしかば、社寺にしてその關係者が京方たりし爲め、一部の領地を收められ、又はその權利を停止せられしもの尠からざりき。かくの如きは官軍に對する報復の手段として、最も有效にして、一般の社寺より官軍方の勢力を削ぎ之を幕政の許に歸一せしむるにも、與つて力多かりしや争ふべからずと雖も、爲めに社寺の蒙りし苦痛の深刻なりしはいふも更にて、延いてこの後幕府を怨嗟せしめし一因となりき。

文永弘安の役と神社 承久の事變の後に起りし文永弘安の役は、我が國運を賭せし非常の難關なりし上に、年期も文永五年より永仁二

舉國一致の神業  
朝廷の祈願

年に至る殆ど三十年に垂んとする久しきに亘り、その影響は全國の津々浦々に波及せしかば、社寺の之に關與せし範圍に至つても、固より従前の國內に於ける戰鬪の比にあらず、されば海内の大小神祇にも舉國一致の神業ありしこそ眞にさもありぬべきことなれ。今その大體を述べんに、朝廷に於て祈願を寄せられしは、先例のまゝに神宮以下三社十二社十六社二十二社等の社にして、中にも神宮には屢、公卿勅使を差遣して宸筆の宣命を奉り、又後深草と龜山との兩上皇は時々石清水賀茂春日日吉等の社に參籠して戰勝を祈らせ給ひしが、弘安四年第二回の來襲に臨んでは、上下の憂慮一方ならず、諸社寺の讓禱頻りにして、廣く五畿七道に令して異國御祈を修せしめられしが如し。天皇上皇の外、公卿侍臣さては高僧の輩が旨を奉じて、是等の社に心願を籠め、又佛事を勤行せしはいふまでもなし。幕府にあつて

幕府の用意

も、その用意はをさ／＼朝廷に劣らず、神宮の外、鶴岡鹿嶋香取日光等關東の大社寺を始め、戦局に近接せる中國九州にかけ、一宮國分寺その他の主なる社寺に命じて祈禳に従事せしむる等、朝幕ともに忽必烈の世を終はるまで須臾も安閑たるを得ざりき。かく上下心を一にして、神佛の加護に倚らんとせしは、眞に未曾有のことにして、實に彼等の信念は之を措いて復術なしとせしもの、如くなりき。かゝれば神祇の威靈も頻りに振揚せられて、蒙古の大軍の覆没せしを偏に神風の威力に歸し、又古來外寇の守護神たりし八幡宮の神験を頌ふる聲も頗る大に、中にも宮崎宮は戦局にあつて空しく兵火の犠牲とせられ、この外住吉諏訪丹生都比賣廣田等の社を始め、九州の主なる神社も一體にその名聲を揚げぬ。かくの如く神威の發現せしと、もに、社家の活動にも目醒ましきもの、ありしは之を想像するに難から

神祇の發現

社家の活動

ず、中にも九州諸國の社職にして史にその名を録せられしもの、一二に止まらざれば、彼等が他の諸豪族と提携して、戦場に馳驅せし功績の鮮少ならざりしを察すべし。

善後の處置

さるにてもかく多年に繼續せし社寺の祈禱は、他の諸般の施設と、もに、いかに多額の用途を費し、ことならん。されどかゝればとて善後の措置の忽せにせらるべきに非ざりしかば、或は社格を昇せ幣を奉り或は社領を寄せ物を献ずる等、徐々に奉養の實を見るに至りしき。それにつけても深く神威佛験に信賴せし幕府の當事者は、從軍の將士よりも加持祈禱を託せし神人僧侶等の恩賞を先にするの意向なりしが、この度は對外的の事故にして、財源たるべき土地に餘裕なかりし爲め、その態度はか／＼しからず、事に與りし社寺をして充分に悦服せしむるを得ざりしかば、さきの承久の役後に於ける怨嗟の

神國の自覺

聲に加へて、こゝに又幕府に對する一禍源をなし、その勢の馳する所御家人の不平と結んで、遂に幕府倒壞の一因をなしぬ。戦役の結果はとまれ、國家的精神と、もに神國たる自覺の念の高潮に達せしはこの時にして、又かくの如き思想の統一は、之を他に求むべからざりき。

### 第六 室町時代

社寺の荒廢

吉野朝廷の時代。建武中興によつて一時神事を復興せられんとせしも、東の間に打過ぎて吉野朝の世に入れば、國家の統一力を失ひて大小の社寺に對する保護前日の如くなる能はざりしかば、社殿に傷害を蒙り神域に兵士の濫入をうけて、遂に困厄に堪へざらんとせしも、之を防遏する術なく、守護使不入の禁もたゞ一片の空文に化して、

神事の頽廢

所領の耗散を如何ともすべからず、いつしかその間より諸種の異變を生ずるに至りぬ。さてこの期間を通じ、朝廷は吉野の山中又は賀名生の奥に遷つて殆ど寧日なく、古例のまゝに恒例臨時の式典を擧げ給はん餘裕もましまさざりしが、之に反して北朝の朝廷は依然として京師に置かれしを以て、前代の諸制は概ねこゝに傳はりぬ。されど四方の擾亂に妨げられて、貢租を運上する途意の如くならず、料足の不足頻りにして幣使の通路も時々閉塞せられし等、種々の事故は殆ど絶間あらず、加ふるに京師の内さへ時々兵戦の巷となり、さらでも兵革の穢は時を擇ばず襲ひ來りしを以て、心ならずも諸祭を延引し、之を中止せられしこと屢にして、その末は伊勢の幣使さへ式の如くに發向するを得ず、ましてや一般官社の奉幣に至つては、この時代より中絶に歸せしものその大半に超えしならん。

## 社寺と政争

社寺の向背 社寺は本來の性質として、政争の外に超越してその態度を嚴正にすべく、又その所領は一種の中立地帯として、政敵の何れよりも之を尊重し、苟も指を觸れざるを本則とすべし。されどかくの如きは紀綱の弛みし王朝末期以降の時代に、之を期せらるべくもあらざりしかば、業に已に久しき以前より神職社僧をして、武力によるを自衛上に最も有利なる方法と信ぜしめ、知らず識らずの間、彼等の發達をあらぬ方向に導きつゝ、ありしが、當代となつて彼等を拘束する羈絆の切斷せられしは、彼等をして自由に行動せしむるに最上の機會と口辭とを與へしと同時に、その影響自ら神社そのもの、上に波及して、遂にゆゑしき事態を生ぜしめぬさて前代の初めに興起せし武家方の勢力は、その後公家方を壓して漸く旺盛に、配下に多くの神人社僧を招致して、之を爪牙の用に供せんとするに至りしが、之と

## 社寺の自衛

## 武家方の援引

## 社寺の向背

相並び所領關係によつて大覺寺持明院の兩系に歸せしもの、頗る有力なりしを忘るべからざるなり。今その當代に於ける一般の趨勢を通觀するに、大體に於て社寺の向背が兩朝の政治上に於ける分野と一致し、彼此分争の要地にありし者が交、その勢力に感じて進退の定まらざりしは勿論なれども、世上の社家の多くは、おしなべてその旗幟のみ鮮明ならず、或は時の宜しきに從つて去就を異にし、或は一社にして二派に分れて相軋轢せし等、他の諸般の現象と同様に、内部に於ける作用の頗る複雑なりしを見る。次にその事例の二三を擧げんか、古來公武の尊崇音ならざりし石清水八幡宮は、その位置京師の西方の門戸を扼する形勝にありし爲め、兩朝の争奪地點となり、社殿を灰燼に歸し累代の寶器を亡失し、その損傷殆ど名狀すべからず、別當家の門流も亦所縁に繋がれて分屬の姿を呈しぬ。次に熊野山は

石清水と熊野山

## 阿蘇の社家

北の方吉野の腹背に當り、東の方伊勢に通ずる要衝に居り、吉野朝の股肱とせられし所にして、古來の海賊軍の活動頗る著しく、克く前代の事蹟に鑑み節を守りて王事に盡瘁せしと、もに、早くより北朝方の誘引をもうけて無二の加擔者を出し、その向背一ならず、爲めに神社は兩朝より優遇を寄せられし形跡を殘せり、轉じて九州には勤王軍の中堅たりし肥後の阿蘇神社あり、されどこゝも亦いつしか當初の氣概を失ひて南風遂に競はざりき。この外官軍方として功勞の著しかりしに、吉野の神人衆徒、越前の氣比大宮司等を擧ぐるを得べしと雖も、その所屬の如何を問はず、彼等の戰陣に於ける勇ましき武者振は實に彼等の活動の一步づゝ末期に近づきつゝ、ありしを示せるものなりしなり。

思想界の傾向。かゝる天下の大動亂に際し、神佛に關する種々の怪

## 怨靈の思想

## 官方の人々の幽魂

異の信ぜられしは、正に然るべきことにして、わきても人の心を動かし、は怨靈の咎殃を恐怖する思想なり。こはその起源頗る古く、平安朝の初めに御靈會を起し、中頃北野天滿宮を創め、又崇徳院の奉爲に栗田宮を鎌倉時代に入つては、後鳥羽院の御魂を和めんとして、攝津の水無瀬に御影堂を設けしめしが、當代に及んでは、世の亂につけて上下を擧り崇徳後鳥羽の兩院を始め、官方の人々の幽魂を畏怖する念に襲はれ、その末或は天狗説とも魔王説とも結んで、種々の怪譚を生じぬ。その他光物の飛行、社壇の鳴動等の祓變のなほこの後にかけて流行せしは、今更いはず。思ふにかゝる奇異なる風潮の一世を風靡せしは、固より社會に非常なる缺陷を生じて、之に乗ずべき機會を與へしによるものにして、以て當代の世態と、もに、思潮の健全ならざりしを卜するに足らん。

尊氏の性行

室町時代の特色。引續き室町時代となるや、全期を通じて下剋上の風、に左右せられて、四圍の状況いたく前代と相違し、社寺の状態も亦頗る趣を異にせるものありき。次に先づ創幕の當事者たる第一代の將軍尊氏の性行に考へ、次いで幕府の施政の跡を辿らんとす。尊氏その人も固より敬神崇佛の念に後れしにあらず、殊に晩年に及び自己の所業に顧みて、罪障の輕からざるを曉るや、いかにしても心中の煩悶に堪へず、切に道心を發して悟道の域に進まんと焦慮するに至りしも、傍ら須臾も安閑たるを聽されざりし世態に處しては、到底浮世の妄念より離脱すべくもあらざりけん、かくてこの兩種の動機は、交互にその信仰に作用して、彼の事蹟に一異彩を放たしめぬ。加ふるに尊氏は頼朝と境遇を異にし、その半世を軍陣の間に送つて東西に轉戦せしかば、社寺を崇仰せし範圍前代よりも廣く、又中には政策上の

篠村八幡宮

鶴岡八幡宮

石清水八幡宮

六條左女牛等持寺八幡

必要に出でしに非ずやと思はるゝものをも交へたりき。

さて八幡宮は源氏の名族なる足利氏にも、固よりその氏神とせられしかば、元弘三年尊氏は丹波の篠村八幡宮の社頭に義兵を擧ぐるや、願文を寶前に捧げてその出陣の當初より之を尊奉するの意を明かにし、又彼等兄弟は屢鎌倉に往來して、この所を東方の重鎮とせしにより、鶴岡八幡宮に對しても、その崇敬前代に異なることなかりき。されどこの二社よりも更に重要な實に石清水八幡宮にして、建武三年九州よりの東上に際して祈願を籠めしに起り、曆應元年社殿の炎上するや、頗る恭順の意を表して再建の工事に全力を注ぎ、又時々社參を試みし等、衷心より誠意を披瀝して尊信の實を擧ぐるに努めき。この外には王朝以來の舊社にして、その後源氏に崇められし洛中六條左女牛八幡宮と、康永三年尊氏の創立せりといはるゝ三條坊門



祇園と北野

の等持寺八幡宮との二社あり。又氏神の外にあつて忘るべからざるは、古來衆庶の崇仰雙ぶ方なりし祇園北野の二社にして、一門の人々の深くその靈驗を憑みし状は、是等の社に納められし願文によつても察せらる。

諸制の確定

義滿の治世。三代將軍義滿の世に入るや、久しく相對峙せし兩朝の合一と、もに、諸般の制度整備して幕府の基礎始めて鞏固なるを得しが、之に伴うて社寺に關する典例等も、亦この時に確定せられき。次にその梗概を述べんに、氏神として將た武門の守護神として、八幡の崇敬を第一にせしは論なしと雖も、鎌倉時代と事情を異にして、霸府を室町に開き將軍躬ら京師にありし爲め、自ら石清水宮に打傾き、彼の生涯を通じて社參の度殆ど二十度に近く、就中明德四年には、左大臣として前例もなき放生會の上卿を勤めしが、この外奉幣祈願修佛

八幡の崇敬

將軍家の專祀

事社領の寄進等世の常に見る行事に至つては、今一々之を擧ぐべくもあらずされど、その位置京師の郊外にありて、前代に崇奉せられし鶴岡宮の如く幕府に近接せず、加之將軍の地位の顯貴にして自ら奉ずることの尊大なる、到底源氏の世に比すべからざりしを以て、鶴岡に於けるが如き親善にして且つ頻繁なる交渉を見るを得ざりき。而も又從前の久しき歴史と勢力とは、最初よりこの一家の專祀たるを聽さざりしなり。石清水宮の如き堂々たる大社に非ざれども、洛中にあつて常に幕府と親好を繋ぎしは、六條左女牛及び三條坊門の兩八幡宮にして、その待遇石清水に次ぎ、奉幣寄進等の事あり、恒例の行事としては、毎年正月將軍儀衛を整へてこの兩社に賽するを例とし、中にも六條若宮は將軍家より眞に一家の氏神とせられて、專祀の實に適へるものなり。

## 四方の周遊

き而して上記六條左女牛等の八幡宮は、初めより幕府の信任をうけし三寶院門主の管掌に係り、殊に當時はかの滿濟准后の世に相當せしかば、公私にかけて幾多の便宜を得て愈順境に向ひ、又さきにいへる祇園北野の二社も背後に控へたる天台の勢力と相俟ち、引續き殊遇をうけて將軍家との關係を密ならしめき。かくて以上諸社に對する諸制もこの後永く渝ることなかりき。この外尙ほ義滿が四方に出遊せし際足を運びしに、神宮をはじめ春日・東大・興福・高野・嚴島等の社寺なきに非ざれども、こは専ら自己の武威を示すを目的とし、神佛の參詣をその辭柄とせしに過ぎざれば、今委しく之をいはず。

足利の宗祀とせし神社畧ぼ上の如く、之を前代に比するに、同様にその基礎を氏神の信仰におき乍ら、更にその外に出で、時勢の促せる新らしき慣習の交へられしを見るべく、殊に義滿の一代はその放縱

## 社寺領に對する保護

なりし性格によりて、一時に神佛事を興行し、殆どその度を失せんとせし觀なきに非ざりき。

幕府の方針 かく漸く局面の展開せられし時に當り、轉じて廣く天下の神社を統御せし上に、いかなる特色の見ゆるかを究めんとするに、先づ就中必要な所領に關して考察を試むる時は、畧ぼその目的を達するに庶幾からん。社寺領を尊重する精神は固よりいつの世にも異なることなく、幕府は屢嚴重なる制令を下して部下の將士どもを戒飭するに意を用ゐしが、次にその一例として、觀應三年尊氏の世に發せられし沙汰を引用せんに、寺社本所領事と題せる條下に、

寺社一圓所領事、且爲祈國家之安全、且爲全面々之運祚、軍士等尤可令禁慎哉、……寄事於左右更不可及佛神用之闕怠、

といふ。之によつて社寺そのものに對せし幕府の意向をも徴せらる

と、もに、その半面に於ては、武士の濫行の依然たりしを證せらるべく、又事實に於てもその例證に乏しからずとす。而して當時社寺といはず、權門勢家といはず、一般の所領をして非常の不安を感じしめしは、かの半濟の定めなりき。是より先賴朝の興起せし時に於ては、段別五升の兵糧米を徵發せしに止まりしも、この度は更に酷にして社寺も亦その責を免るゝを得ず、かくて遂に流例となり、公然租米を折半して半を武家に入れ次第に壓迫の度を加へしかば、古來諸種の特典に狎らされし神人僧侶等の困迫はいか許り大なりしならんか、れば遂に幕府も曉る所やありけん、義滿襲職の初め應安元年に當り、嚴重なる禁令を出して他に異なる社寺の權利を庇護せんとせりと雖も、尾大振はず威令の行はれざりし當代にあつて、いか程の効果を奏せしかは頗る疑問に屬す。さて初めは單に貢租の收得に止まりし

半濟

幕府の制度

寺社奉行

半濟の法も、その度重なるに及んでは、權門勢家と、もに大方の社寺をして所領の半を上地せしめしに等しく、さらでだに紀律の紊れたる武家の横肆に悩みし彼等をして、愈窮地に陥らしめぬ。次に當時の制度として立てられしはいかゞなりしか。萬事鎌倉幕府の舊により貞永式目の旨趣を體せし幕府の行政として、前代と根本の精神を一にせしはいふまでもあらず、中にも管掌の機關としては、諸の奉行人の一に寺社奉行をおき、社寺領神人のこと等を掌らしめ、後之を分ちて二となし一を寺奉行一を社奉行といひ、その制往時に比して一步を進めきと雖も、恐らくは幕府尊崇の社の非違を監視するを務めとして、廣くその權限の及びしには非ざるべし。之を要するに室町幕府はその所在といひ、その態度といひ、將た將軍家の地位といひ、鎌倉の舊制にいたく相違せし上に、常に世上の擾亂に妨げられ

## 義持と義教

て充分なる施設をなすの餘裕なかりしより、同一の主義に立てる幕府ながら、かくその結果を異にするに至らしめしなり。

義滿以降の代。義滿に次いで立ちし義持も父の遺制に従ひ、時に神宮春日等の社に参詣して示威の試みをなし、六代將軍義教剛毅にして果斷、さしもの石清水の神人をさへ壓服して一時鳴を鎮めしめしが、その後八代將軍義政の時に至るまで、大勢に動搖を生ずることなく、朝廷にあつても、その折々の神事は形式ながらも尙ほ年々に繰返されて一時見しが如き甚だしき壅滯を來すに及ばざりしかば、我が神祇史上に於ても、兩朝の合一以來七十年許の間は、稍久しき小康を得たる時期にして、天下大小の社寺も漸くその堵に安んぜし時といふべし。

## 小康の時代

諸大社の盛況。かく四方の干戈も收まりて、世上の靜謐に歸せしに

## 大社の經濟

つけて、古來公家の手に打任せられし洛中洛外の諸社も、新らしきしかも實力ある武家の尊崇に時を得て、一時に公武の崇仰を兼併せ、石清水祇園北野等諸大社の全盛時代を現出せしが、之を機として暫し方面を轉じてこれら諸大社寺の經濟上の基礎の奈邊にありしかを見るに、所領よりする収入の外、前代に起りし段錢國役錢等の賦課は、棟別錢その他の運上役と相並んで、臨時の用途を支へん爲め、頻りに所在に徴集せられて、中には殆ど恒例の性質に化せんとせしあり、又津關に征錢を得て經費に充つる風も、此に至つては當初の意義を失つて、私利を營む具に供せられんとし、關塞の濫設頻繁にして幕府の禁令は之を如何ともすべからざりき、かく財源を得るの途を擴張せられしより、諸大社寺の財政は漸く複雑に、その機能にも更に活氣を呈し來りしが、社寺と社會との交渉は、更に別個の方面に出で、頗る

## 關塞の濫設

社寺と商業

進歩せる新現象を齎しぬ。社寺の地位を利用して商業を営む風これなり。そも、貴賤道俗の蝟集する社寺の境域又は附近の地は、自ら物資の集散を促して商業を發達せしむべき好位置に居り、此處に市場を開いて賣買の衝とする風は、早くより見はれしが、當代に入つては、更に進んで社寺そのもの、信仰を利用して、之が名の許に營業をなし或は之を金融の機關となせるあり、或は社寺自らその神人衆徒をして之に當らしめしあり。かくて諸大社寺に隸屬せる座の設は、専ら經濟の方面に應用せられ、之によつて新たなる收入の目を加へたりき。例へば八幡の大山崎神人が胡麻油を、北野の神人が麴を賣つて、公儀より特許權を容認せられしが如き、その一例なりとす。こゝに於て諸大社寺の社會に於ける位置も自らに推移して、今は寧ろ經濟上に優越し、それによつて有力なる中心と仰がれしが、それかあ

座

經濟上の中  
心

應仁の大亂

らぬか、これらの社寺は前代に引續き優勢にして、常に威福を恣にし機會に會ふ毎に幕府を輕んずるの風を示して、その態度いかにも眞摯ならず、その所在の幕府に接近せしものは、神人衆徒の暴動今も昔に渝らず、應仁前後の頃に至るまで、絶えず幕府を惱ませたりき。戰國の世、義政の晩年かの應仁の大亂以降は、幕府の威信全く地に墜ち、社會を擧げて一歩づつ戰國亂離の世に近づきつゝ、ありしが、この大亂は實に之が先驅をなし、ものにして、之によつて洛中洛外の社寺の大半は烏有に歸し、傳來の寶物記録は散逸し、武士の暴行は之を停めん術なく、その日々存在さへ動もすれば動かされんとせしが、かくの如きは當に一般の諸社に止まらずして、繼かに残りし朝廷の年中行事も悉く廢絶に歸し、幕府に於ける諸種の神事も絶えなくにして、遂に之を見るべからず、尋いで戰國の時代となるや、京畿の諸

戰國の時代

社寺の窮乏

大社は全然その保護者を失ひて復昔日の倂を留めず、地方はそれぞれ群雄の割據に放任せられて、社頭はさながらに戰略の犠牲となり、古往相傳の幾多の特權も些の効價を發揮せざるに至りぬ。かゝる時勢に會して最も苦痛を感じしは、従前公武の崇信を唯一の援護として世に立ちし社寺なり。これらの社寺はその實力よりも、寧ろ背後に於ける權威によつてその地位を高め、延いて世上に重きをなし、ものなれば、公邊よりの待遇に離れし後の經營に困難を極めし狀は、之を想像するに餘りあり。さらぬ分限のものにあつても、固より社會の壓迫は之を如何ともすべからずして、所在に於ける大小の社領を武家豪族の侵奪に任せしかば、未進抑留のみ徒らに繁くして、貢租を得るの途日々に縮少せられ行きしが、かくの如き窮狀はさきの吉野朝時代よりも一層甚だしく、しかも遙かに長期にして、實に一

慶光院の勸進

諸國大社家の凋落

百年の星霜を経しにあらざや、然れば何れにあつてもその規模を小にして、所謂ほそくながらに烟を立つるの外なく、爲めに社殿の荒廢し社職の窮乏を告ぐるも、之を如何ともすべからざりしが、その凡そは神宮の式年遷宮が久しく中絶に歸し、慶光院比丘尼の勸進にその資を仰ぎしによつても之を察せらる。従前所在に覇を稱せし大社家とても、この趨勢より免るべくもあらず、彼等は已に極盛の期を過ぎ、四圍の事情は前述の如く彼等に有利ならざりしなり。かゝればそのかみ猛威を振ひて世を恐れしめし神人衆徒の輩も、年と、もに活氣を失ひて自然に屏息するの止むなきに至り、曾ては武家豪族と相伍して互に輸贏を争ひし阿蘇宗像熊野山等の逸雄も、その行動には曩時に於けるが如き緊切なる意義を認めむべからず、かくの如くにして都も鄙も室町及び以前の時代に時め

武士の信仰

きし大社は、漸く政局の中心より離隔せんとしたりき。この間に於て注意すべきは、さきに述べしと反對に、専ら庶民の力によつて立ちし社なり。公衆の信仰は、戦時たると否とによつて隔てあるべきに非ざるのみか、寧ろかゝる亂離の世に熾烈なるを當然とすべく、殊に明日の生命をも計り難かりし武士の境遇としては、神佛の靈威によるの外何處にか安心立命の途を求めん。然れば之を當代の史實に徴するも、かくの如き自然の要求に迫られて、占卜に判じ、加持祈禱に縊る等、神威佛驗によつて心身の慰安を得んとせしは、大小の武將を通ずる大方の習はしにして、又廣く善男善女の間にあつても、かの物詣の風の如き、往還に極めて困難の多かりしにも係はらず、奥羽の果より、二所熊野に詣づる年來の慣例を斷たず、廻國巡禮の道者亦これと同様にして、人をして殆ど思ひ半に過ぎしむるものありき。

民間の信仰

思ふにかの稻荷祇園北野等、この後にかけて依然としてその崇信の變ぜざりし社は、こゝに援引せらるべき標本的の事例にして、實にこの戦國の世は、向後三百年間の運命の決定せられし考試の期に際せりといはん。

諸國の社寺

尙ほ附けていはんに、幕府こそ威力衰萎して何等の施設をもなすを得ざりしなれ、地方に於てはかの後北條氏の關東に於ける、大内氏の防長附近に於ける等、名君の治下に平和を保ちし所なきにあらざりて、是等の國々に於ては、社寺も亦その恩澤に浴して、暫し乍らも塗炭の苦より免るゝを得たりき。蓋し戦國の世は敬神崇佛の思想の内容に於ては減退する所なかりしも、之を外部に示す形式に於ては頗る不備にして、且つ一方に破壊的作用の絶えず暴威を逞しくするに遭ひしかば、之が爲めに社寺の暗黒時代を現出せしものといふべきか。

當代の概観

### 第七 織豊時代

時代の趨勢。戰國の末期に出で、覇業を樹てし織田氏と、その後を承けて之を完成せし豊臣氏との二代は、その間三十年の短日月に過ぎざりしも、後に徳川氏の巧妙なる政策を産むに至らしめし準備の期に屬し、その史上に於ける價值や甚だ輕からざるなり。次にその大勢を約言せんか、秩序恢復の目的を以て着々整理の歩を進められし時代なり。社寺の窮乏を救ふと、もに、各その分に安んぜしめんとせし時代なり。而してこの方針たる、かの敬神崇佛の信條により之を時勢に應ずべく調節せしに止まらず、その間自ら幾多の創意の潜めるを見る。

秀吉の政治。初め信長は熱田社の修理に力を盡し、次いで信長秀吉

當代の神祇  
史上に於ける  
價值

信長秀吉の  
敬神

秀吉の事業

大社家に對  
せし處置

の二人は神宮造營の資を獻じて、ともにその功績尠からざりしが、秀吉の天下を治むるや稍長期に亘りしを以て、神宮を始め洛中洛外及び彼の緣故地に於ける諸社を崇めて是等の社との關係を生じ、又この外征韓の役に催されて名を成し、社なきに非ざれども、何れも未だ一代の典例を残すに至らずして止みぬ。思ふに彼の治世に於て注目せざるべからざるは、かゝる特種の社に對せし事蹟よりも、廣く諸大社に通じて實施せられし武斷的の政策にありとすべく、即ち従前の優勢なる社家を處分せしと、所領の整理を執行せしとの二事をその眼目となす。秀吉の興起せし初めに於て、なほ命脈を繋ぎし諸國の有力なる社家は、さきに戰國の世に見はれしものを主として、その數十指を屈するに足らず、然るに是等の輩とても強弩の末魯縞を穿つ能はざる憾みありしが、この時に及び、概ね所領を收められて、その古



來蓄積せし實力を亡失し、復立つべからずなりぬ。即ち天正中宗像大宮司家が畿か數ヶ村の知行に、阿蘇大宮司家が三百町の地に縮減せられしが如きその一例なりとす。こは所在の大社寺が兵力を擁して政治上に干渉を試み、國家の煩ひをなし、禍根を斷ち、武家と神職僧侶とを相觸れざらしめんとせし一種の政教分離策に起因せりとす。いふべく、かの天正の末年に發せられし刀狩の令の如きも、之と相關せるものなきに非ざるなり。

文祿の檢地と社領の整理。次に秀吉の平和的事業として、多大の成功を收めたる文祿の檢地は、社寺領に於ても他の諸侯の所領に於けると同様の結果の見るべきあり。これももとは信長によつて企てられ、彼は天正の初年より彼の配下に歸せし國々に之を行ひしも、未だ成果を擧ぐるに至らずして薨せしが、次いで秀吉の世となるや、天正

## 信長の檢地

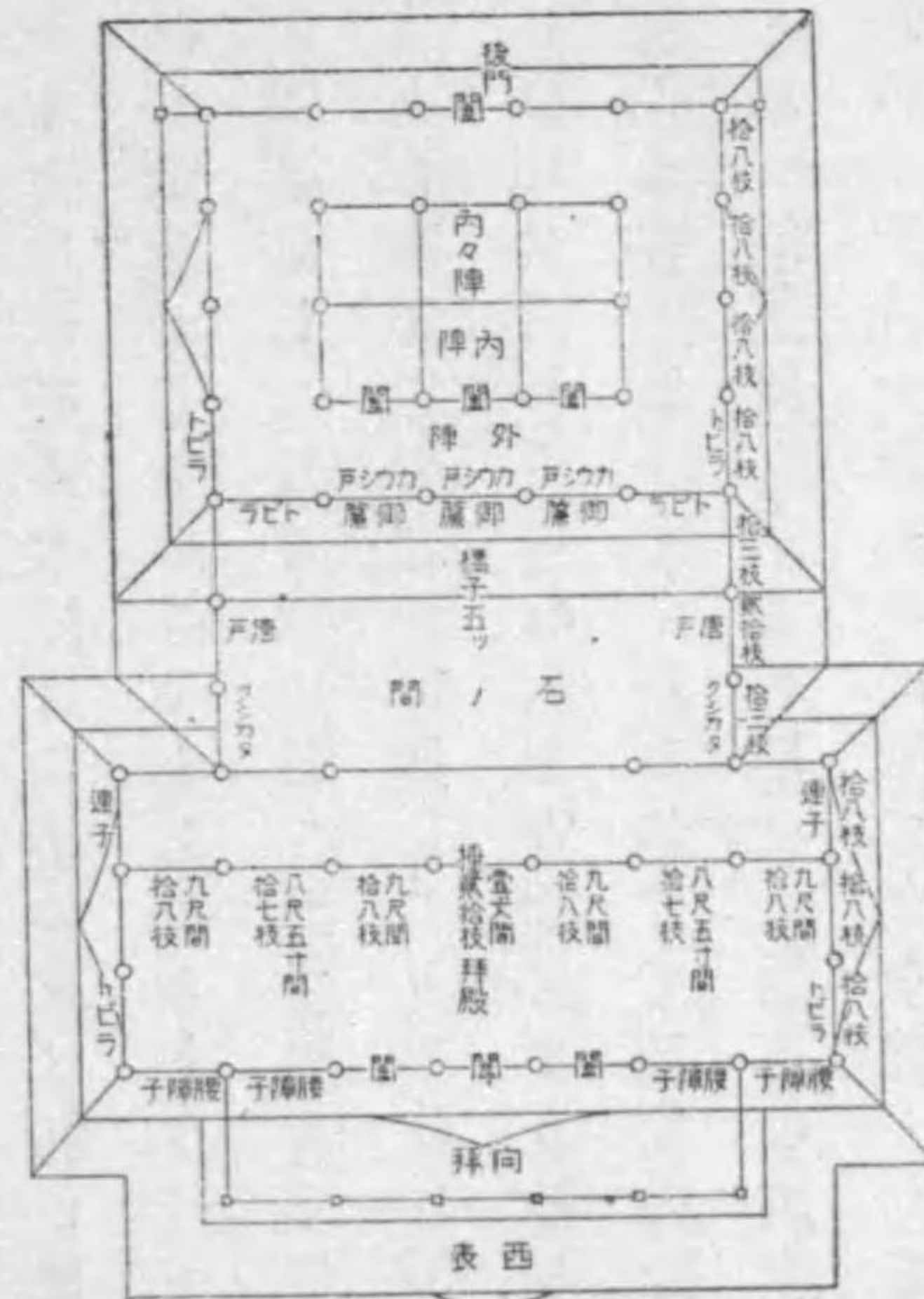
## 知行の制度

文祿の交數年間に、廣く全國に亘り之を完成して、土地制度の統一と革新と二つ乍らその目的を達するを得たりき。かくてその結果は、或は所々の散在領を一所に集め、或は別に替地を給し、或は従前よりも高を削減せしもの等ありしが、おしなべては檢知の額を以てその儘に安堵せしめしものにして、又すべてを通じ改めて朱印狀の形式により石高を以て之を寄進したりき。此に於て大小の社寺領は劃一的に整理せられ、その收入を安固にせられしと、もに、由來久しき庄園の制も亦事實上その終を告げて、近代の知行制度に地位を譲り、當代の統一的氣運と之を利用せし秀吉の威望とは、古來の幾多の難問に最後の解決を與へぬ。而して之を機として武家の勢威は益々旺盛に、社寺は悉くその麾下に隸して漸く内省の時期に移りしかば、王朝の末期以降數百年間打續きし活躍の偉蹟は、今や一場の昔夢と化し、政治

社寺の性質の一變

上は勿論、文化の中心たりし優越せる地位よりも永く遠ざかりぬ。豊國廟の創立。こゝに秀吉の一代を終へんとするに臨み、一言いひ添ふべきは、薨後その靈を祭る豊國大明神の創設せられしことなり。慶長三年秀吉の薨するや、その墓所なる洛東阿彌陀峯の山麓に廟を設けしが、同四年朝廷より豊國大明神の神號を宣下

豊國大明神慶長三年指圖



し正一位の神階を賜へり。その社殿は金銀を鏤めて壯觀を極め、社領として壹萬石を寄せられ、神主には吉田家より萩原兼從を、社僧にも

唯一の式

秀吉の神靈

同家の出なる神龍院梵舜を招いて之に充てられき。蓋し唯一神道の式に従へるなり。この後四月、八月兩度の例祭には奉幣使の參向、豊臣氏の代參あり、その他諸大名の幣を奉り物を献ぜし者多く、その慶長九年に於ける臨時祭禮の如きは綺羅を盡して頗る殷盛なりき。かくその靈の神と祝はれしは、一に秀吉の遺命によるといふ、恐らくはこれ實説ならんか。人も知る如く、秀吉は姓氏も分明ならざる卑賤より身を立てしかば、その素性を究めん術なかりしと同時に、源氏の如く將た藤原氏の如くに家の氏神を擁して天下に臨むを得ざりしや論なしと雖も、後にその姓氏を豊臣朝臣と賜はりて、先づ我より始祖をなしぬ。思ふに之も新たに姓を定めしと揆を一にして、彼の豪放豁達なる氣象に最もよく適應せりといふべく、之をその結果に徴する時は、祭神たる秀吉の神靈自らが、一族郎従はいふに及ばず、配下の大小

名に通じて信仰の中心となり、往古の世に於ける氏神と同様の位置に置かれしものにして、なほその精神は諸國の大名領にも普及せし形跡を残せり。然るにこの未曾有の新計畫も間なく豊臣氏の滅亡に遭うて、充分なる成果を擧ぐる隙なかりき。

### 第八 鎌倉及び室町時代に於ける

#### 神道説の發達

神佛習合説の完成。既述の如く神佛兩教の提携は王朝時代の末葉に成り、その末本地垂迹説を産んで殆ど大成の期に達せしが、次いで鎌倉時代に移るや、和合圓熟してその形式を整へ更にその趣旨を深遠ならしめき。此に於て之に加へられし新らしき工夫は、既定の事實

因位説

を基礎として之に種々の解釋を下し、以てその内容を豊富にするるとともに、之を合理的にせんとせしものにして、その最初にいふべきは、本地と垂迹との縁由を具體的にして、之を平易に解説せんとせし試みなり。世に之を祭神の因位説とも垂迹説ともいふ。これ亦神社の佛化と歩調を一にして熊野、日吉等習合の神社に殊に盛なりき。かの熊野神を支那又は印度の神とする説の如きは、即ちこゝに基づけるなり。かくの如き方法の許に神佛の相倚る所以を説いて之を實際の信仰と接觸せしめ、積年の盡力に成りし權化説を一片の空理と空論とに終へしめざりしは、之を偉とせざるべからざるべし。當代及び以降の時代に起りし本地及び垂迹の物語例へば御伽草子の部門に入るべき賀茂八幡天神祇園熊野等諸社の本地の類は之が直接の産物にして、之を繪畫に見はしたるを、かの春日熊野大峯等の曼茶羅となす。

本地垂迹譚

曼茶羅

兩部神道

かく之を通俗的に布衍して俗耳に入り易からしめし試みと相並び、之を理論的に推究して高尙幽玄ならしめしを、當代に於ける最も注意すべき傾向とすべく、兩部神道として組織的に一派の教義を成し

春日唐曼  
茶羅



し基礎は即ち此にありとす。兩部とは密教所立の金剛及び胎藏兩界を

呼ぶ稱なれども、今世俗の慣用に從ひて神佛兩教を合一せる意に用ゐんとす。而してこの説は上述の如く鎌倉時代の初めに根柢を固め、爾後徐々に發達し完成せられて、その歴史甚だ古く、且つ頗る複雑な

天台神道

る變化を経たり。今その系統の大體を述べんに、之を唱道せしは古來神道と最も縁故深き天台眞言の兩教にして、之を分つ時は天台及び眞言神道の二派となすを得べし。天台神道は延暦寺の鎮守なる山王權現即ち日吉神社を中心とし、之を釋迦の垂迹として諸神の第一におき、圓宗擁護の因縁を極めて巧妙に表示せるものにして、山王の二字に三諦即一心三觀の深旨を藏せりとするが如きは、就中重要な玄理と稱せらる。その教義を記せるに、耀天記、嚴神抄、山家要略記等の書あり。後江戸時代の初め、天海の主張せし山王一實神道は此に源を發せるなり。眞言神道は金胎兩部曼茶羅により、諸神と諸佛との合體する所以を説いて、神祇の性格種別より教義に及び、その範圍廣汎にして且つ緻密に、殊に重きを神宮に置いて、内宮を金剛界、外宮を胎藏界に配し、以て兩宮の一致を明かにせんとせり。その説天地麗氣記

眞言神道

御流神道

の外、次にいふ神道五部書の中にも之を求むるを得べし。後に御流神道といはれしはこの派に屬す。さてこの天台及び眞言の兩派共に、その起源を傳教空海等の祖師にかけ、その由來を頗る古代に置けるも、之を信用するに足らざるは、夙に先人の考證せし如くなれば、今ことごとく之を述べず。かく前代より佛者の手によつて種々の理論を考案せられ、我が神道が常に他動的に發達し來りしに對し、神社又は神職の方面より立つて一新主張を標榜せしを、伊勢の外宮方即ち度會氏の運動なりとす。

内外の對抗

伊勢神道の發生。伊勢神道は一に度會神道神道社家ともいふ、こは度會氏によつて提起せられしに因るなり。神宮に於ては外宮の祠官たる度會氏が内宮の荒木田氏と拮抗せん爲めに、奉仕の祭神を尊貴にせんとして、苦心を重ねること年久しかりしが、この希望は會時代

神道五部書

の風潮をなし、神佛習合説と連結して漸く大ならんとしたりき。時は平安朝の末より鎌倉時代の中期にかけし間にして、かの神道五部書即ち伊勢二所皇太神宮御鎮座次第記、伊勢二所皇太神宮御鎮座傳記、豊受皇太神宮御鎮座本紀、造伊勢二所太神宮寶基本紀、倭姫命世記の類は、何れもこの間に於てその目的の許に作爲せられし形跡を留む。即ちその思想は、眞言神道の外、或は儒教を入れ、或は老莊の學を交へ、或は陰陽五行の道を加ふる等、諸説混淆の跡を蓋ふべからずと雖も、かくの如き用意を以て神道を解釋し、内外宮の由緒を語り、遂に二宮一光の理に歸納せるは、頗る之を注意せざるべからず。或は思ふ神宮を主位とせるかの眞言神道の如きは、度會神道よりその源流を發し、之が要求に出でしもの多かりしに非ざるか。

二宮一光

度會行忠

鎌倉時代の中期弘安の頃に當り、外宮の禰宜に度會行忠嘉元三年あ

度會家行

り、伊勢二所太神宮神名秘書を作る。次いで末期より南北朝にかけ、禰宜家行あり、類聚神祇本源神道簡要等の著あり。ともに五部書の祖述者にして、殊に家行は神宮に於ける官軍方の領袖たりしが、彼の出づるに及んで、その説略は成り、所謂伊勢神道を大成したり。次にその梗概を述べんに、先づ行忠は道の本體を述べて、天地未だ分れず、神聖未だ形れず、湛然凝寂たるもの萬化の本となる、之を諸神の本地といふ。すべて道はその始め形状なく、よく萬物を成し、形象を設く。道陰陽を生じ、陰陽和清濁の三氣を生じ、三氣分れて三才となり、三才萬物を生ずといひ、その典據を老子の虛無説に求めたるが、家行の見る所亦略ぼ之と同様にして、神道門の風は天地の開闢を以て極處となすに非ず、機前を以て法となし、清淨を以て先となすといひ、所謂機前とは混沌の初め有無の差別を超越せる境涯にして、心身の清淨を期するを

二人の學說

以て此に至る所以となせり。されど二人ともにかゝる前提の許に佛説との聯絡は極めて自在にして、伊弉諾尊を伊舍那天に、天神七代の中五代を五行及び五大に配し、又高天原を須彌山説に傳會し、伊弉諾尊大日靈貴尊高皇產靈尊等諸神の外、梵天帝釋、四大天王、八百萬眷屬の同座し給ふ所といへり。

かくその内容を仔細に吟味すれば、儒道佛の感化甚だしくして、論議すべき點の頗る多きを見ると、雖も從前行はれし佛家の言説の外に出で、一新見地を樹て、その組織の神祇本位に改められたるは、大に之を多とせざるべからざるなり。こはいふまでもなく社家の身を以て之に當りしによるべく、この點に於ては幾分古來の主客轉倒の弊を救へりとするに足る。家行と相前後して出でしに忌部正通正平人のあり、同様に儒を經とし佛を緯として、日本書紀口訣の著を殘せり。又

神祇本位

忌部正通

北畠親房

一條兼良

本末轉倒

伊勢流の教により、更に國家的精神を鮮明にして、我が神國の自覺を喚起せしは博識宏才一世に冠絶せし北畠親房正平九年癸酉にして、その畢生の大著を神皇正統記となす。親房は純粹の神道家に非ざれども、家行に私淑してその説に聽き、宛然として神、儒、佛、三道を渾和せし如き神道觀を立てたりき。足利時代の末に出でし一條兼良文明十四年癸酉も亦併せてこゝに援引せらるべき一人なるべく、その著に日本紀纂疏あり。願ふに固有の純神道に調和的色彩の點ぜられしは、佛教との交渉に始まり、遂に兩部神道説の組織を成立せしめられたれども、こは初めより僧侶の手に企圖せられ、いづこまでも佛教を本位とせるものなりしかば、佛者には極めて有利なりしならんも、之を神道の側より見る時は、本末轉倒の嫌頗る甚だしといふべく、かく他のなすがまゝに放棄せんか、神道家の權威は果していつの日にか伸ぶるを得ん。此

支那思想の援助

に於ていつしか社家の間に自覺を促して、先づ諸社の上に居る神宮に一種の新らしき旗幟を翻さしめしが、この旗幟たる古來佛教と並び、我が國民を指導せし支那思想の許に立ち乍ら、従前に於ける佛者の努力をも包含して、初めより調和的態度を示したれば、その結果はさのみ斬新なるを得ざりき。されどかく相次いで諸家の意見の發表せられし爲めに、神道の内容は宗教的といはんよりも、寧ろ哲學的に發達し、神靈に對する觀念頗る唯心的となりぬ。

吉田神道の興。かくの如くにして神道説はその形式を整へて、神社若しくは神道本位に導かれ行きしが、この後室町時代の末に至り、この主義の許に興起せしを吉田神道といふ。唯一宗源神道又卜部神道といはるゝものは是なり。こは當代の神道史上に於ける最も目新らしき現象にして、従前主に理論に止まりし神道説は、此に至り實地に

吉田家

運用せられて見るべき成績を挙げたりき。吉田家は伊豆のト部の後にして、承和嘉祥の間その祖平麻呂といふもの神祇大史となりし以來、子孫世々官に居り、傍ら平野及び吉田社等に預たりき。仍つて後に吉田と稱せしなり。鎌倉時代以降概ね神祇次官を世襲し、長官たる白川家を壓して次第に權勢を一家に蒐めしが、この間兼方正安八年慈遍等の如き碩學を輩出し、早くより一種の家學の見るべきあり、又諸社の事にも關與して隱然斯の道の指南者と仰がれぬ。中にも慈遍は度會家行と時を同じくし、豐葦原神風和記舊事本記立義の著あり。その後傳來の神道説を大成して新生命を與へ、以て祖先の遺業を全くせしを兼俱となす。

吉田兼俱

兼俱は永享七年に生れ、永正八年七十七歳を以て薨じ、從二位に昇り侍從神祇大副たりき。かれ家學をうけて夙に神書國典に通じ、屢後土

兼方と慈遍

三種の神道

御門天皇に進講し、時の關白及び將軍足利義尙の爲めにも講筵を開きしが、その人となり辯論に長じて策に富み、餘りに自家の權勢を張らんとするに急にして、その手段を擇ばざりしかば、かの延徳元年に於ける密奏事件の如く、非常の失敗を招くに至れりと雖も、とにかくも當代有數の人傑、たと同時に、吉田家中稀に見るの大人物たりしなり。兼俱の著として人口に膾炙せるは、神道大意唯一神道名法要集等にして、今これらの書により、彼の主張せし神道の大體をいはんに、先づ之を三種に分ち、

一、本迹縁起神道……社例傳記神道

各社創立の由來、その由緒祭典行事作法等、神社によつて行はる、ものをいふ、所謂神社神道これなり。

二、兩部習合神道



胎金兩界を内外二宮に比し、諸尊を以て諸神に習合するもの、從前の天台眞言等の神道これなり。

三、元本宗源神道……唯一神道

吉田家の始祖たる天兒屋命の神宣に係り、世々吉田家に傳はりし日本固有の神道をいふ。

といへり。從前世に行はれし神社祀典の道と兩部神道との外に出でて、神道が儒佛の宗、萬法の源因たる所以を講明せんとせしものにして、その抱負や大に、その意氣や盛に、神道界の自覺は正に高潮に達せりといはざるべからざるなり。而して如上の宣言による時は、我が國固有の大道を闡明するを目的として、外部の影響を留めざるもの、如くに見ゆと雖も、蕩々たる時代の大勢は到底之を免るべからざりし上に、當代に於ける學術の程度は、この主張をしてさのみ有効なら

兼俱の神道説

しむるを得ざりしなり。今その説く所を見るに、

神とは天地に先たち陰陽に超越せるものにして、天地にあつては神、萬物にあつては靈、人倫にあつては心といふ。然れば神は天地の根元、萬物の靈性にして、神即心、心即神、天道地道の千變萬化、森羅萬象は何れも神の所爲にして、萬法は純一なり。

道とは乾坤に起り、一切萬行の起源となれるものにして、すべて器界生界有心无心有氣无氣吾が神道に非ざるはなし。故に曰く、神者萬物心、道者萬行源、三界有無情、畢竟唯神道。かく陰陽不測の元々、萬法純一の元初を闡明するものなるを以て、元本宗源といひ、又たゞ一法あつて二なき故に唯一といふ。

とこの唯一神道は分ちて顯露教及び隱幽教の二類となす。顯露教とは外部に顯露せられたる教の謂にして、三部本書たる先代舊事本紀古

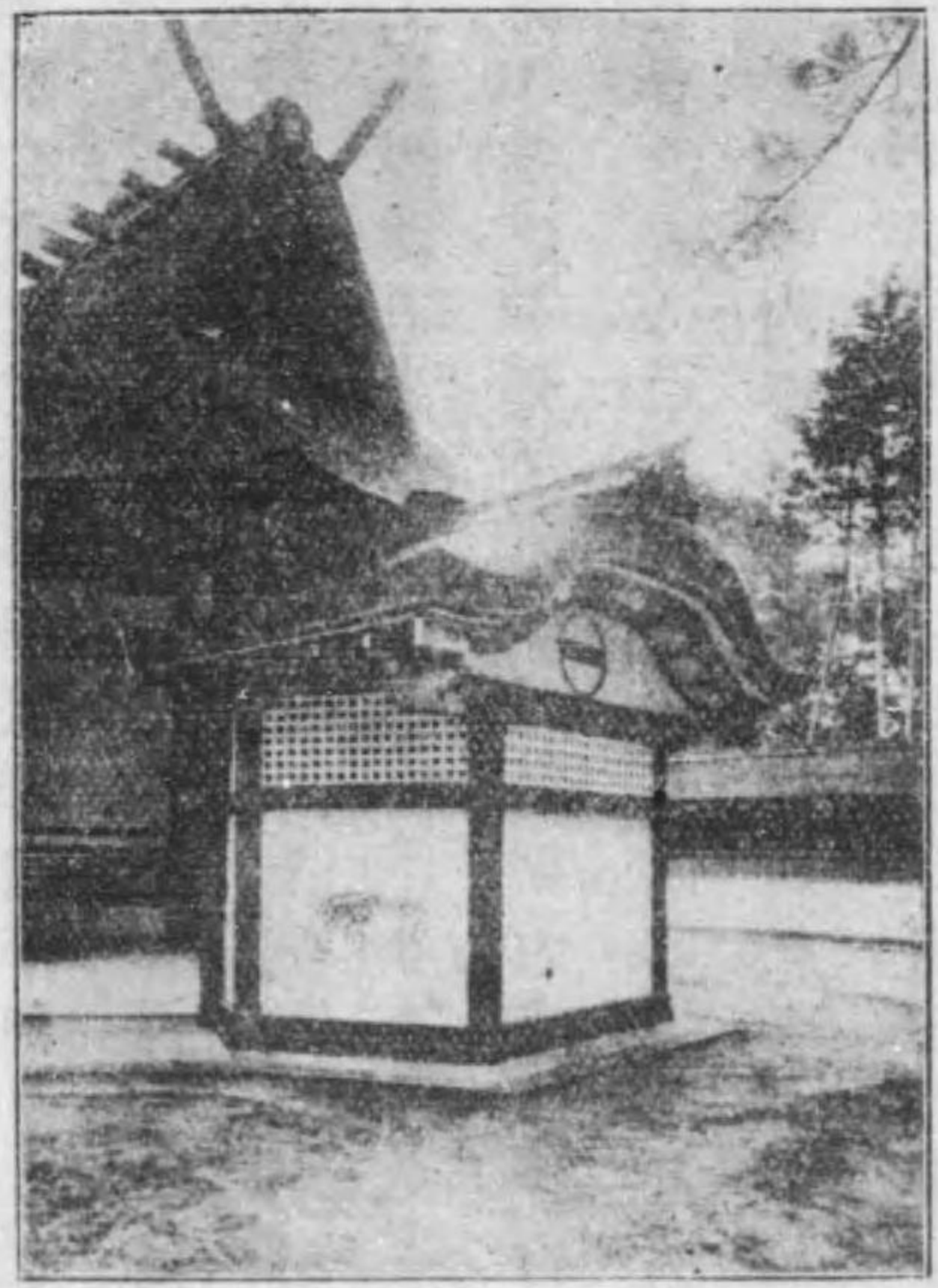
顯露教と隱幽教

神道の行事

事記及び日本書紀に依據して、天地の開闢神代の元由、王臣の系譜等を究むるをいふ、こはいはゞ歴史的の神道なり。顯教の化儀を外清淨といふ。外清淨の行儀は散齋にして、之が道場を齋庭又は外場といふ。之が禮奠に祀祭享の三種あり、天神に祀、地祇に祭、人鬼に享といひ、之が祭文は延喜式の祝詞を用ふ。隱幽教は顯教にいはざる奥處、神道の最も神秘とする究極の點を指し、こゝに吉田神道の本領をおく。その主旨は天元神變神妙經、地元神通神妙經、元神力神妙經なる三部神經により、三才の靈應三妙の加持三種の靈寶等の事を説くをいふ。その名法は内清淨にして、その行儀を致齋、之が道場を齋場又は内場といふ。この内場に萬宗諸源の二壇ありて、之を金胎兩部に比す。次にその行事に神道護摩宗源行事十八神道の三科、即ち三壇行事あり、又神道灌頂安鎮法等の諸法を行ひ、何れも神拜修祓等神道の式の外、印を

齋場所

齋場所大元宮背面



結び護摩を焼く等佛家の作法を交へ、又すべて諸法の傳授には四重四位の密意ありて、各その機に應じ之を授くべしとなせり。

兼俱が神道の根據とせしを齋場所といふ、日本最上神祇齋場これなり。こはもとその私邸にありしを、文明十六年の頃洛東神樂岡吉田神社の南方に建設せしものにして、中央に大元宮をおき、周圍に伊勢兩宮

を始め日本國中諸神の祠宇を建つ。大元宮は茅葺丹塗八角の殿堂にして六角の後房を附し、その構造頗る珍奇に絶えて他に類例あるを

三社託宣と  
中臣稔

見ず、この内には實に神代の靈寶を安置せりといはれ、吉田神道の精華の蒐まる所とせられき。この外尙ほ國民の信條として、永く後世の風教に資せし彼の三社託宣の如きも、恐らく兼俱の創意に係りしものなるべく、又この後中臣祓に深玄幽妙なる價值を認めて、之を神道の經典とするに至りしにも、與つて力多かりしを争ふべからずさて上述の神道説は兼俱の後にも補足せられしものあり、殊に事相の方面は、その子九江の手に之を大成せられきといふ、今是等の説及び式作法を見るに、儒佛道の外陰陽道をも引いて、すべての思想を融和渾一し、その内容の單純ならざるは固よりいふまでもなく、中にも神及び道の起源を説けるは、度會神道に發せし老莊の説により、顯幽の分は佛教に顯密の別を立てたるに基づき、その儀式作法に至つては悉く密教の法に因り、その宇宙の統一者と奉ぜし大元尊神の如きは、眞

吉田神道の  
批判

兼俱の術策

言宗にいふ大日如來に相當せりともいふべきか、かゝれば吉田神道は名實相副はざること最も甚だしく、決して我が國の古道を以て目すべきに非ずと雖も、所謂顯露教の外に出で、神道の宗教的方面の發達に資し、神道家自身の手に一派の形體を具足せしめし點に於ては、深く之を偉とせざるべからざるべく、之を一方より見る時は、佛教に説く教相事相の諸法は、我が神道にも之なかるべからずとの確信の許に、悉く之を脚注として、彼の偉大なる抱負を實現せしものといふべきか、かく一家の説を樹立せしに伴うては、之に權威あらしめんとして、或はその家系を飾り、或は補任を僞り、遂に自ら僭して神道の棟梁本官の管領神祇の長上等といひ、進んで神社行政に干渉して諸社に神號神位を授け、朝綱の弛廢に乗じて官の實權をその家に收めんとせり。神號神位の授與は、その初めこの家の執奏によつて朝廷よ

宗源宣旨

り之を發せられしも、いつしか之を一家の專斷に歸し、命けて宗源神宣又は宗源宣旨といへり、これこの後天下の神職に裁許狀を與へ、之を配下に屬せしめし起源の一なりとす。吉田家はその地位の樞要なる伊勢の度會氏の比にあらず、之に加へて兼俱の如き英才の起りしより、その神道説は搢紳家の間に於ても、更に信用の度を増し、兼俱の手より神道行事の傳授をうけしもの尠からず、又流れて僧侶の間に傳はり、兩部神道の傳統にも輕からぬ影響を及ぼし、が、この後江戸時代に亘り上朝廷より下廣く天下の諸社に洽被し、その祭式作法等を實地に指導したりき。近世復古學派の勢を得るや、端なくもこの一派は批難の焦點となり、種々の缺陷を指摘せられて、殆どその眞價を没却せられんとせりと雖も、歴史的批判の眼光を以てしたればこそ、かくもいはれしなれ、文教地に墜ちし當代に於て、久しく兩部習合の

吉田神道の流布

吉田神道の功績

思想を以て涵養せられし上下の人士を對象としては、この程度以上に出でんこと、恐らくは不可能なりしならん。思ふに説の當否はとにかくも、佛教諸宗の間に介在して、獨り神道の爲めに氣勢を揚げ、この後永く天下の神職より延いて世道人心に神道的感化を與へしは、即ちこの吉田神道の賜にして、この點に於ても偉大なる功績を認めざるべからざるなり。

法華神道

兼俱の時代に當り、一家の神道説を移して、従前の兩部神道に一新機軸を出さしめしを法華神道となす。法華宗は最初より神祇との聯絡を保持し、後に天台に崇められし三十番神を奉じて、自宗の守護神となし、が、この時兼俱の教により、その面目を改め内容を整へたりき。一宗擁護の三十番神を以て、兼俱の祖兼益が開祖日蓮上人に傳へしものとすに至りしが如きは、正にその佛を偲ぶべき一端にして、又

鎌倉室町時代の概観

實に之を以てこの派の主なる信條の一なりとす。以上鎌倉時代以降に於ける趨勢を講述せり之を要するにこの間に於て従前の兩部神道説は發達の極點に達して組織立ちたる天台眞言さては法華等の宗派神道を起し哲學的將た宗教的基礎を樹立せしに對して儒教道教等支那思想を加味せる一派を生じ前者の主張者が僧徒なりしに反して後者は社職の唱道に係りその系統を自ら二種に分岐せしめしが相互の間は初めより親善にして互にその援助に俟ち未だ何等の衝突をも見るに及ばざりき随つて神道者はその意氣と言説と相伴はず獨立して一家の識見を立つるの域に到達せざりしなり顧るに神佛兩教の交渉は實際的方面より着手せられて先づ上下の信仰を動かしその殆ど完全に調和せられし曉に於て理論上の研鑽を重ねる擧となりその末儒道二教との關係を生じて

二種の系統

南蠻寺

之を包擁すると、もに漸く昔日の位置を易へて神祇を主とする傾向を生ぜしがその結果は江戸時代に之を徵せざるべからず。基督教の傳播。戰國時代の末葉天文年間基督教の始めて我が國に輸入せらるゝや九州を経て京師に流行し信長の時その保護をうけて永祿年中四條坊門に南蠻寺の創設を見上諸侯より下庶民にかけ歸依するもの漸く多く延いて諸國に傳播して由々しき勢力をなさんとせしが豊臣徳川二氏によつて嚴禁せられ遂に屏息するの止むなきに至りぬさて基督教は本來の一神教の教義により佛教の如く調和的態度に出でず或は神儒佛三教を誹謗して憚らざりしかば最初より相互の衝突を免るべからざりしがこの折しもあれかの豊後の大友宗麟を始め九州の所在には之を信奉するの餘社寺を棄却し所領を收め神人僧侶を放逐する等非常の手段に出でしものあり

社寺の迫害

その結果

て、その風一時は甚だ猖獗なりき、されど之を大局より見る時は、その期間久しといふべからず、且つかくの如き辛辣なる迫害は一局部に限られしを以て、全般にはさのみ著しき影響を残すことなくして止みぬ。或人當時に於ける基督教の流行を以て、颱風の襲來に比し、その一度通過せし後に於て、徐々に損傷の復舊せられしをいへり。蓋し一種の見解たるを妨げずと雖も、なほ穩密の間に残されし潜勢力に至つては、深く攷究を要すべきものあるに非ざるか。

### 第九 江戸時代 上

その時勢と幕府の方針 關原役以後大政奉還に至る江戸時代二百六十餘年間は、鎌倉に始まりし武家政治が、最後にその機能を發揮し

時勢の趨向

て、何れの代にも勝る成果を挙げしと、もに、泰平日久しく上下その分に安んじて、文明の惠澤が社會のあらゆる階級に瀰漫せし時代なり。而して神事に關しては、已に大體の發達を終へ、殊に織豊二氏の武斷的政治の許に社寺の實力を削減せられし後なれば、この間に於ては新たに重大なる事故に遭遇せしこと極めて稀に、又之を惹起すべき餘地にも乏しかりきと雖も、上記時勢の二大趨向に作用せられて、こゝに當代に特有の色彩を帶せしめぬ。  
家康が頼朝の人物及び事業に私淑して、之を政治上の模範と仰ぎしは、彼の性格より見てさもあるべきことにして、彼が天下の社寺に臨みし方針に至つても、亦その間に胚胎せるものありしならん。而して彼は大方の社寺がその秩序を恢復せられしと、もに、將來の禍源を艾除して、いたく柔順にせられたる状態をそのまゝに持續して、之を

抑制主義

彼の覇政の許に置かんとせしものなれば、その位置宛かも王朝時代の後をうけし頼朝に匹敵せりといふを得ん今その施政の跡に徴するに、他のすべての行政と同様に、前代の何れにも超えて深謀遠慮新らしく事を起すを好まず、随つて自己の信仰を移して直ちに之を公の制度となし、或は就中意に適せるを抜きて特に之を好遇する等、偏頗の處置あることなく、總じていたく消極的に抑制主義を持したり。きこれ一には時勢の然らしめしにも因るべし。

行政上には於ける社寺の位置。古來爲政治家によつて社寺の重視せられしは改めていふを須ゐざれども、當代に入つてよりは從前の慣例と稍趣を異にし、基督教防遏の方便として、寺院を利用して檀徒の宗門改を行ひ、行政上に特種の權能を容認せしかば、信なき佛寺も政權によつて立ち、神職社人と雖も之が支配を免るゝを得ず、爲めに佛寺

寺院の利用

その結果

の經營は頗る安定なるを得しも、かくの如きは決して彼等の幸福を増進せしむる所以とならずして、その最も尊重すべき宗教的生命を毀損せし嫌なきに非ざりき。されど神社の方面にあつては、後に池田光政の如き名諸侯が神職をして之を擔當せしめしに止まつて、幕府としての交渉を生ぜざりしかば、寺院の如く損益せし所なしといふべきか。又諸寺の中新興の本願寺に對し、之を東西二寺に分つて權力を裂き、自家の宗旨に天台淨土の二宗を並用してその何れにも偏せず、すべて互に相牽制せしめて、その間によく制御の實を擧げしが如く、そのかみ頼朝の世に於けると同様に、懷柔策の實行せられしを見ると雖も、神社にあつては之に比衡すべき大事件を起さざりき。而して前代より殘されし餘勢の大なるものに至つても、悉くその實力を收められしかば、今はたゞ幕府もしくは諸侯より相當の待遇をうけ

寺院に對せし懷柔策

社家の境遇

社寺の保護

て、過ぎし世の形見を留むるに過ぎざりき。かく天下の神社は幕府の爲めに恐をなすに足らざりしも、治國の要道の一として、之を等閑に附すべからざりしやいふまでもなく、殊に又敬神崇佛の主義の許に、大小の社寺をして泰平の治に悦服せしめんとせしその政策上よりするも、之に相當の注意と保護とを加ふべきは、正に當然の義務に屬せりといふべし。かゝれば社寺の收入を安定にして、維持の基礎を固めしむるを急務とせし點に於ても、前代と何等異なることなかりき。これ即ち社領に關して劃一的の制を見るに至りし所以なり。

社領に關する制。家康は天正十八年江戸に入部せし以來、朱印狀を以て領内なる關八州の社寺にその所領を確保して、之を知行せしめ來りしが、慶長以降權勢の増進すると、もに、その範圍擴大せられ、四

朱印領の制

社寺の分布

代將軍家綱の寛文五年に略ぼ之を一定せられぬ。次にその當代に於ける大數を示さん。

神社	九百八十五所	十五萬一千九百二十四石餘
寺院	三千六百七十八所	十八萬一千七百三十石餘
計	四千六百六十三所	卅三萬三千六百五十四石餘

これ即ち全國に亘る總計なり。されど今仔細にその分布を閱するに、徳川氏に縁故深き三河遠江駿河相模武藏等の地方に最も潤澤に、五畿東海以外の諸道に頗る稀薄にして、もとその分國なる關東に之を始め、次いで之を他に及ぼし、形迹の歴然たるを見るべく、又中にあつて最高の額としては、日光山の一萬三千餘石内一萬石、高野山の二萬千石等、一二萬石の前後に徘徊せるものに止まりしかも、かくの如きは甚だ少數の例に屬せしを知る。かく朱印領の一方に偏せしにつ



黒印領

けて、之が自然の補闕たるべく、それ〴〵その國の藩主より寄せられし所領あり、之を普通に黒印領といふ。朱印及び黒印領は公より受けたる社寺の所領にして、古往相承の権利が新たに公認を得しに止まれるもの、その大部分を占む。固よりこの外に於て社寺のもの、私有に係る土地も尠からざりしならんも、その大勢は上に述べし所によつても知らるゝ如く、そのかみ股肱と頼みし莫大なる田園は概ね武家の掌裡に歸し、漸くにしてそのすべてを合せて一大名の所領に相當する額を幕府より給せらるゝの世となりしなり。かく世帯の縮少せられしは、やがて彼等をして唯々として、幕政の許に歸屬せしめし有力なる一因たりきといはん。然りと雖も數多き全國社寺の中、簡拔せられて朱印又は黒印領をつけられしは、その最も榮譽とせし所にして、わきても朱印領に至つては幕府の恩光に浴する所以たりし

世帯の縮少

朱黒印領の  
効果

かば、之によつて彼等がいかに當世に重きをなし、かは、殆ど今人の想像を超越せりといふべし。加ふるに實質に於てもその經營上に無上の保障を與ふるものありしをや。かゝれば制度としては、いたく公平を闕ける憾みなきに非ざりしも、その三百年の久しきを通じて、渝ることなかりしは、却つて社人僧尼の輩をして不斷の恩惠に狎れしめて、知らず識らずの間に彼等に安心を與ふる種となりき。維新の後、土地の發令に際して、社寺の困厄狼狽せし程度、その曾て公邊よりうけし保護の厚薄に正比例せしは、蓋し之が左券たるべき事實なるべし。

新・社・寺・創・設・の・禁。上述の社領に關する制に次いで考ふべきは、幕府が常に努めて社寺の新設を防止せしことにして、その趣旨は時々、の達書によつてもそれと察せらる。こは一には土地政策に基づくと雖

社寺の廢合

も、又一には分布の上より見て、この上に増加するを必要とせざりし理由も之に添ひしならん。此に於て水戸の徳川光圀備前の池田光政等の名諸侯は何れも進んで社寺の廢合を行ひて非常の英斷に出でしが、これらの人々は何れも敬神の道を興隆して、領内の治を致さんとする確乎たる主義の許に、一方古社の復興に力を盡すと、もに、その結果を民政に資したるものにて、極端なる合併の實行者には非ざりしなり。かくしてこの禁制は社寺の濫設を防いで風紀上に貢献せしと同時に、既成社寺の爲めに自然の保護策となりしかば、さきの所領の寄進と同様の結果の將來せられしを否定すべからざるなり。神社神職の管理 上述の方針により天下の社寺を支配せし幕府の機關は前代よりも具備し、寺社奉行の職を置いて之に當らしめたり。寺社奉行 四番人は大老老中若年寄の三役に次ぎ、町奉行勘定奉行と、

寺社奉行

禰宜神主法度

もに三奉行といはれし重職にして、その職掌は全國の社寺神官僧侶社寺領の人民等に關し、主にその訴訟を審理し非違を監視するにありき。而して以外の叙位任官祭式作法等儀例に關する方面は、他の諸般の政務と同じく、之を官家の手に委ねて敢て干渉を用ふるに及ばざりしも、之を拘束する實權に至つては、遂に幕府の手より放つことなかりき。今この主義の許に天下の神職に臨みし幕府の精神を明かにせんために、寛文五年七月に發布せられし諸社禰宜神主法度の全文を引用すべし。

定

- 一 諸社之禰宜神主等、專學神祇道、所其崇敬之神體、彌可存知之、有來神事祭禮、彌可勤之、向後於令怠慢者、可被取放神職事、
- 一 社家位階從前々、以傳奏、遂昇進輩者、彌可爲其通事、

一 無位社人可着白張其外之裝束者以吉田之許狀可着事、  
一 神領一切不可賣買事、

附不可入質物事、

一 神社小破之時其相應常々可加修理事、

附神社無懈怠掃除可申付事、

右條々可堅守之若違犯之輩於有之者隨科之輕重可沙汰者也

その精神曩時の負永式目の規定と何等の相違なくその内容も亦相類似せるを知るべし。

さて上の法度によつても知らるゝが如く當代の神職は禁裏に直屬してそれ〴〵執奏家を経て叙位任官の宣下をうけしものあり。こは神宮を始め石清水賀茂春日等概ね上流に居る尊貴なる神社にして、その數さのみ多からず之に次いで舊來の緣故により神祇伯白川

禁裏直屬

白川吉田兩家の支配

朝廷に於ける神社行政

家の支配に屬せしもの若干あり而してその他の殆ど全部はこゝにいへる如く吉田家の裁許狀を得て祭祀に従へるものなり。こは即ち兼俱以來累世の心盡に因るものにして實に當代を通じこの家の勢力は天下の社人を風靡せりといはんも不可ならざるべし。かくて是等の制度は固より幕府の行政の外に立ちて政務の實際と相觸るるものに非ざりしがこの外諸社に奉幣し神號神位を奉らるゝ等往古よりの神事に至つても之と同様にして遂に朝廷の手を離れず但しこれ亦朝廷の直接に當らるゝと白川或は吉田家の管掌に移れるとの別あり中にあつても吉田家の所屬最も廣汎にしてかの宗源神宣による神號神位の授與の頻々たりしはさきの神職の支配とその趣を一にしたりき蓋しこの兩家の如きは朝廷に代つて神事を遂行して一種の委任事務を掌りしものともいふべきか。

久能山東照宮

幕府の崇敬社。上に述べし行政の大綱と相伴つて、幕府がその崇敬社を何れに定めしかを考ふるに、先づその第一にいふべきは日光の東照宮なり。元和二年家康駿府に薨ずるや、遺骸を附近の久能山に葬り、又墓前に廟宇を營み、かの梵舜をして之に與り、唯一神道の式を以て事を行はしめぬ。之を久能山東照宮の起源となす。この後祭祀の法につき、梵舜と家康に信任せられし天台の僧天海との間に意見を異にするに至り、梵舜は秀吉の例により唯一の式によらんとし、天海は山王一實神道の作法を以てせんとせしが、梵舜の議は遂に成立せざりき。翌三年勅使本社に参向して、東照大権現の神號を奉り、又正一位を追贈せられぬ。然るに是より先、幕府は下野の日光山に廟を構へしめしが、その成就せしむには、同年天海の差圖の許に家康の靈柩を此處に改葬せり。これ即ち日光山東照宮にして、この社は初めより兩部

日光東照宮

家光の敬神

習合の式により、天海自ら中興せし天台宗滿願寺主後の寺によつて管理せられぬ。日光東照宮はこの後幕府宗祀の首位に居り、寛永年中三代將軍家光の世に堂舎の改造あり、元年より十四年に繼續し、之に要せし巨多の經費は概ね將軍家の支出にかゝれりといふ。家光は祖父家康より非常の恩顧をうけし人にして、追慕の念極めて深く、夢寐の間に於てさへ之を忘るゝこと能はざりきといへば、彼の胸中に潜みし至誠の情こそかゝる大工事を企てし最初の動機たりといふべく、世俗の説にいはるゝ如く、之を以て諸侯の財力を消磨せしめん爲め的手段に歸するは、蓋しその真相を穿てるものに非ざるなり。家康は頼朝尊氏等と性格を異にし、深く天海に歸依して生前よりその靈の後昆を護り家運を添へんことをいへりと信ぜられしが、薨後は直ちに東照大権

## 家康の感化

現といはれ、東の守護神と稱へられ、又神君の號を以て呼ばれて、一般より神格を得たるものとせられき。家光の腦裡に映ぜしは即ちこの觀念にして、かの春日局の祝詞に、東照權現は東方薬師如來の垂跡、天守護の大權現とあるも、この意に外ならず。而してこの神君の靈が徳川の流末長く松平の縁とこしなへなれと、夜の守日の守に擁護の靈驗の掲焉なるが、即ち日光東照宮にして、實に家康その人の偉大なる感化は現當二世に洞徹せりといふべし。そも、本社の創立は平々坦々たる三百年の治下に於て、最も目醒ましき唯一の事件なり。山水の景勝と相俟ちて建築の秀麗華美を極めたる、朝暮の待遇の鄭重にして上下の畏敬したる、將たその經濟上他に冠絶せる位置に居る等、之を何れの點よりするも他に比儔あるを見ざるなり。蓋しこの事たる豊國廟の故事に倣つて起り、秀吉の遺策をして果を結ばしめし

## 東照宮の待遇

## 東照權現の神威

感なきに非ずと雖も、かく全力を盡して經營せられたる未曾有の壯觀に對しては、自ら人心も吸引せられ、諸侯も威壓せられしなるべく、以て三代將軍の敬虔なる眞情に伴ふ政策の一端をも窺知するに足るものあるべし。かくて家光の時代正保二年に宮號の宣下あり、又その社領は家綱の世に増額して大猷廟と、もに一萬三千六百石餘となりぬ。その祭事は四月と九月との兩度にして、四月を本祭となし例幣使の参向あり。又將軍家は秀忠以來引續き参詣もしくは代参のことありき。之を要するに、幕府として最上の崇敬を捧げたるは即ち本社にして、かく尊信の音ならざりしより、三百諸侯も亦その意を體して領内に本社を勸請し、緣故の社寺も亦境内に其祠宇を設けて、何れも篤く之に敬事したりき。いふまでもなく東照權現の神威は將軍家の威光にして、神

山王権現

威の續かん限りは幕府の威光も保持せらるべく、諸侯の之に事ふるは將軍家に向ふと何等擇ぶ所なく、相互の關係は鎌倉武士の八幡に對せしに比すべかりしなり。こゝに至り近き史上の大人格者は、確實に古來の氏神と同様の地歩を占めたりき。

東照宮には固より比すべからざりしも、この外江戸の府内に於て特に尊崇の顯著なりしに山王権現今の麴町永田町あり。こは文明年中太田持資の勸請せりといはれし古社にして、もと城内にありしが、家康の入國以來特に之を重んじ、萬治二年社地を赤坂溜池の上に移して新たに社殿を造營せしめぬ。本社は實に將軍家の産土神として府内諸社の首班に居り、慶長九年以來屢將軍及び世子の社參あり、又六月の大祭には神輿城内に渡御し、將軍出で、之を迎ふるを習ひとせり。山王祭禮とて江戸第一の盛儀とせられしはこれなり。その社領六百

山王の祭禮

根津権現

石社僧は寛永寺の支配に屬せり。

山王に次いで昇進せしは根津の根津権現なり。六代將軍家宣の産土神にして、寶永元年家宣の將軍世嗣となるや、幕府の殊遇を得て社殿を造營し、社領五百石を寄進せられしが、同六年統を繼ぐに及び、山王に次ぐ幕府の崇敬社となり、正徳以降山王の格式を以て祭禮を行ひ、又府民をして山王根津及び神田社の順位により遞次御用祭を行はしめられき。根津の後に見はれしは赤坂の氷川社なり。こは八代將軍吉宗の産土神に當りしより、吉宗の入つて軍職に就くや、享保十四年之を改築し、又社領二百石を寄せて大に尊信の實を表したりき。以上山王を主として之に次ぐ根津氷川三社は、何れも産土神としての性質を共通にし、その位置鎌倉時代に於ける伊豆宮根三嶋の三所に相當せりともいふべし。この外なほ時々の交渉を通ぜしものなきに非

赤坂氷川社

諸藩の制

ざれども、何れもさのみ著しからざれば之を省く。幕府の外諸國に於ても、藩主はそれ／＼幕府に倣つて制を立て、又若干の崇敬社を定めしが、彼等の中には、東照宮の祭祀を營むの外、後にはその藩祖の爲めに社を建て、その靈を祭りしもの多かりき。朝廷に於ける神事、かく幕府の勢に任せたる振舞と對して、痛はしきは朝廷の御有様なり。朝廷は諸事幕府の制肘をうけ、經濟向極めて不如意にまし／＼、かば、纒かに残れる年中行事を繰返されし外は、上述の如く政務に關せざる神事を遂行せられしに止まつて、神社行政の實權は復その手にあらず、殆ど名目のみなりし神祇官も、天正の退轉以降は廳舎を再興せらるゝの運に至らずして、かの吉田家の齋場所に式を移し、此處を以て之が代とせられしに過ぎざりき。かゝる境遇にあつては、往事を追想して之に復せんとする願望の次第に切

神祇官の退轉

神事の復興

なるに至るを當然とすべく、殊に大義名分の明かにせらるゝと、もに、大方の時勢も亦之を促し來りしをやかくて當代の初め、後水尾後光明天皇の如き英主の相次いで立ち給ふあり、幕府もかつ／＼聖旨を體せしかば、數々の朝儀の一として神事も亦復興の運に向ひしが、中にあつても後光明天皇の正保四年に當り、文明以降久しく中絶せし伊勢の例幣を再興せられしを、その最初に於ける盛事なりとす。こはその動機幕府より東照宮の奉幣を奏請せしによれりといふ。この後漸次その他の諸式に及びしも、固より王朝の盛觀には比すべくも非ざりき。

第十 江戸時代 下

神道説の崛起 從前世上に行はれし神道説は、凡そ兩部伊勢唯一の三流にして、これらの三派はそれ〴〵傳統的權威によつて保護せられて一方に重きをなし、が當代に入り家康の學問を奨勵せしに起り、元和偃武以降泰平日久しきに及ぶと、もに文運漸く興隆して上下貴賤を通じその恩澤に浴するや、我が神道界も亦いつしか自由討究の風を促して古來の範疇の外に出で、盛に民間の學者によつて論議せらるゝに至つて、遂に未曾有の發達を遂ぐるを得たりき。次にその大要を述べんとす。

當代の初め兼俱の後なる梵舜出で、後水尾天皇を始め搢紳家及び家康等に道義を説き、この後吉田家の斯道に於ける勢力と、もに世上に流布するに至り、寛文以降はその優越せる權利を幕府に公認せられしかば、この時代を通じて流布の範圍最も廣く、且つ普く社家神

吉田神道  
幕府の公許

山王一實神道

天海

人に信奉せられしものとしては、實にこの吉田の流派を推さざるべからざるなり。

次に梵舜と時を同じくして見はれ、純然たる兩部系に屬せるは、かの南光坊天海の主唱せし山王一實神道なり。こは古來の天台神道を大成せしものにして、政治上に至大の關係あると、もに、一方よりは吉田家の唯一神道に對抗せんとする目的をも藏せりといふべし。天海寛永廿八年は天台の出身にして、家康秀忠家光の三代に信任せられて内外の樞機に參し、將軍家に奨めて日光及び東叡山を開き、之を幕府の祈禱場として、幕威により天台宗の隆興を期圖せし怪傑なり。この人にしてかく天台に關聯せる神道を説けるは大に故なしとせざるべく、殊にその説の子孫の擁護邦家の鎮撫等現世の利益に打傾ける節あるは、蓋しその意の存せる所なるべきか。傳へいふ、彼は家康に



山王一實神道の深旨を授けその遺囑をうけたりと。こは直ちに信用するを得ざれども、彼が梵舜を却けて日光山に倚り、永くその門流より幕府の祖廟を放たしめざりしが如きは、正に彼の一大成功たると同時に、その理想の實現とするを妨げざるべし。されど幕府の政策は悉く彼に有利なる能はざりしかば、この神道説の如きも一時國家の政治と交渉せしに止まり、永く後世にその感化を殘すを得ざりき。

儒家神道の成立。上に述べし唯一山王一實等佛家の説と全然立脚地を異にし、進んで排佛の氣勢を揚げしを、儒家によつて唱道せられし神道とす。當代の初め家康が學問を以て治國の要道となし、儒學を用ひて教化に資せんとせしより、その道世に行はれて、國民道德の準據とせらるゝに至りしが、それにつけては、我が神道とも交渉の開始

地位の變化

程朱と陽明學派

藤原惺窩

林道春

せらるゝを至當の經過とすべく、殊にその端緒はかの度會神道において之を啓かれしをや。而してこゝに至つては、曩日の從屬的地位より離れてその根柢を儒教の教理におき、頗るその主義を鮮明にせしが、その傍に於て彼等の手に企てられし國史の攷究は、國體に思を致し、内外本末を辨ずる試みとなり、いたく之に力を添へたりき。儒學の中にあつては、幕府に用ゐられし朱子學を中心となし、傍ら陽明學及び古學派にも及び、朱子學の系に屬せしものは、大體に於て程朱の理氣説により、陽明學者は王氏の良知説を依據とし、その理想を神儒の一致におきしかば、その形式に於ては神佛の習合と異なることなかりしなり。その最初にいふべきは朱子學の元祖なる藤原惺窩元和五年癸卯九なるべし。その弟子に家康の篤き信任をうけし林道春明曆三年癸酉あり。彼は神儒合一の理を示さんとして、神道はこれ王道、王道はこれ

王道神道

徳川義直

儒道にして固より等差なしといひ、又傍ら該博なる國史の智識によつて神佛の習合を難じ佛者の跳梁を排し、以て世人の蒙を啓かんとして本朝神社考を世に公にせり。實に兩部神道家に攻撃の矢を放ちし最初の一人にして、之を王道又は理當心地神道といふ。かの尾州家の祖にして國典の講明に力を盡し、神祇寶典の著を殘し、徳川義直は彼の門流に出づ。

中江藤樹

この後漢學の勃興と、もに諸種の神道説は、市井の間より起つて四方に勢を敷き、學者の論議も亦漸く盛となりぬ。道春と殆ど時を同じくして中江藤樹慶安元年四月十一日没あり。彼は陽明學の見地により神明を以て良知の本体として、神宮の尊崇すべき所以より祖先崇拜の意義に及びしが、その門弟に熊澤蕃山元祿四年七月十三日没出で、之を祖述し、爾後引續きこの派に屬せる學者は、何れもこの主義を體したりき。藤樹に稍

出口延佳

吉川惟足

遅れて伊勢に出口延佳出づ。延佳旗會姓、元祿三年六月は外宮の祠官にして國書漢藉に通じ、陽復記中臣祓瑞穂抄の著あり。神道を以て政治の大本、人倫の根源となし、之を周易の理にあて、解釋を試み、彼の易道は自ら我が神道の旨に合ふといへり。此に於て古來の度會神道は佛敎趣味を脱して、いたくその内容を改めぬ。延佳と同時に吉田家の門より出で、一家をなし、吉川惟足元祿七年七月十九日没あり。幼時より學を好み上京して吉田家の一族萩原兼從につき、悉くその傳書を得て奧秘に達せりといふ。後召されて幕府の神道方となり、又徳川頼宣保科正之前田綱紀等歴々たる大名衆にもその説を傳へき。彼は神道を分ちて二種となし、社人の行ふを行法神道、天下を治むるを理學神道といひしが、自己の主眼とせしは勿論後者にして、名の如く、宋儒の學により、之を以て國家行政上に資せんとせり。此に至り儒敎の影響は更に

加はつてその組織漸く整頓し、加之口授秘傳と稱して傳統を神聖視する風も次第に顯著となりぬ。その著に神道大意註以下數種あり。延佳の流を受け惟足の傳を得て、度會吉田の古神道を學び、その主義とせし朱子學を根據として一創見を立てしは、山崎闇齋天和二年五月にして、之を垂加神道といふ。倭姬命世記の語によれるなり。その著に神代卷風葉集中臣祓風水草あり。彼は朱子が學問の要となし、居敬窮理の説により、五行説をも參へて一家の言を成し、特に土金の傳に重きを置き、之を以て道を得る所以となし、又道は天照大神に、教は猿田彦命に起るといへり。彼の學風は餘りに字義に拘泥して推理を逞しくし、又種々の傳を立て、牽強傳會の甚だしき、之を厭ふべしと雖も、頗る眞摯なる態度と熱烈なる精神とを以て、儒道的神道を樹立して、國家主義を鼓吹せし點は、その偉大なる功績とせざるべからざる。

山崎闇齋  
何れに  
垂加神道  
の設立

儒道的神道の設立

らにせらる

闇齋の門下  
土御門神道  
垂加神道に誘掖せられてその内容を改めしに土御門神道一に安道ともあり。陰陽頭土御門家に傳へし神道にして、陰陽道によつて祈禱禁厭祓禊占卜等の行事を立て、兼ねて諸國の陰陽師を支配せるものなりしが、土御門泰福及びその門弟澁川春海の二人垂加の門に學びしより、漸く佛教との關係を絶ち、春海に及び之を大成したりき。尙ほこゝに併せいふべきは、皇道の宣揚を本領として、敬神崇儒の主義を持せし水戸學派にして、此に胚胎せし神道の思想が垂加の學派に負ふ所頗る多きは、普く人の知る如くなり。されど説としては特に

水戸學派

澁川春海

土御門神道

闇齋の門下

儒家神道の得失

擧ぐべきものあるを見ず。かくの如くにしてこの學派は闇齋を俟つて殆ど完備の域に達せりと雖も、之を概括していふ時は倫理道德的に傾き、智識階級のもの、要求に應ずるに適して、信仰の對象とせんには尙ほ缺如せるものありしを免れず、然れば儒學を基礎とせる學說としての權威は之を認むべかりしも、廣く世道人心を救濟する上よりいふ時は、この上に更に幾多の工夫を経ざるべからざりしなり。蓋し理に偏して情に闕けしものといふべきか。

寛文の治 保科正之

寛文元祿の時勢 かく神道説の相踵いで起りしに際し、吾人は暫し進路を轉じて當代の時勢を一瞥せんとす。四代將軍の寛文の治を見るに及び、補佐の重臣としては垂加神道に造詣深き保科正之あり、同五年には朱印領の制と社寺の條目とを定められ、幕府の社寺行政整

津輕信政 德川光圀と池田光政

潮音と舊事大成經

頓せしに引續き、同七年には吉川惟足の召出さるゝありて、幕府にその人あるを思はしめしが、この時に當り吉田家は幕府の公許を得て諸社の支配權を確實にし、民間には伊勢に出口延佳、關東に吉川山崎の二人を出して頗る時の宜しきを得たり。翻つて諸藩に於ては、惟足及び闇齋の二人、正之の爲めに會津領内の神社行政に資し、惟足は更に津輕信政を通じて東北の邊陲に分野を開きしが、この後延寶年間にかけて東には德川光圀、西には池田光政の名君並び立ち、何れも藩内の社寺を淘汰して民心の統一を圖り、敬神の道を作興するに努めたりき。蓋し寛文の前後は内外共に多事にして、正に一時期を劃すべき緊要なる機運に際せしなり。この折しもあれ、漸く凋落に瀕せし古來の兩部神道の爲めに掉尾の活躍を試みし上野廣濟寺の僧潮音元祿八年二七、十、卷あり、神宮の別宮伊雜宮の祠官と結託して舊事大成經

を作り、之を聖德太子の名に假託して世に公にせしも、直ちに看破せられて、天和年中それ〴〵處分を蒙りぬ。文教の開けし當時に於て、傳會の最も甚だしき本書の如きものが、久しく命脈を保つべからざるや論なく、殊に歴史の觀念を無視して、内外何れにも非ざる孤獨の伊雜宮を助けんとせしに於てをや。

## 元祿時代

寛文の後、五代將軍綱吉の元祿の世にかけ、文運の興隆と、もに神道説はその發達著しく、或は醫家或は兵家等諸方面の學者を圈内に羅致して大に學界に重きをなし、この後復古派の崛起すべき素地をなし、が幕府に於ては將軍の生母桂昌院の社寺を興行せし時に當り、堂舎の造修、財物の施入相踵ぎ、將さに時勢の逆轉を致さんとして、その方針に一傾弛を生ぜしめしを見る。

## 堂上家の風

次に移つて堂上家の風潮をいかにといふに、早く慶長の初年に、神代

## その覺醒

紀の勅版成り、いかなる時代にあつても、神事を以て先とする我が國風の明かに意識せられしを見るに足れりと雖も、其の思想に至つては、未だ三教枝葉花實説の外に出づるを得ざりしが、垂加の學風はこゝにも波及し來りて、堂上家及び周圍の人々に傳はり、漸く彼等の覺醒を促して、由來久しき因襲的傾向に一刺激を與へぬ。彼等の覺醒はやがて勤王思想の誘起にして、かの寶曆事件の如きもその遠因はこゝにあるべし。

復古神道の勃興。儒家神道の流布と、もに、久しく相援引せし佛教とは絶縁するに至りしも、代ふるに儒説を以てせしかば、尙ほ他動的の嫌あるを免れず、加ふるに史實の詮索の全からざりし爲め、幾多の缺點の潜みしを見る。然るにこゝに、上記神道家の後をうけ、彼等によつて涵養せられし國家的精神を愈益助長して、儒にも偏せず佛にも

四大人

宣長の學說

倚らず、我が惟神の古道それ自らの眞面目を發揮せんとせし一派を起しぬ、之を復古神道となす。こは儒佛の教に對して國學の眞髓を究め、國體の尊嚴にして皇位の萬世に窮りなき所以を明かにせんとせし舉に伴ひ、國史國文の智識を基礎とせるものにして、實に歴史的研究の賜たりといふべし。この派に屬せるは、元祿寶永の頃に起りし荷田春滿元元年歿六十八年を始め、賀茂眞淵明和六年歿七十三年、本居宣長享和元年歿七十二年、平田篤胤天保十四年歿六十八年等の諸學者なり。中にも説の最もよく組織せられ、且つ頗る穩健なるは宣長にして、彼は古史の所傳のまゝを信じて、毫も私意を挾まず、神道を以て我が國家の成立に先ち産靈神の徳により諾冉二神の之を勦め、天照大神の之を承け給ひしものとせり。即ち我が國固有に存して、政治道德宗教等百般の事物に大本とせられし道にして、社會のあらゆる現象はすべて神意に係れば、人は深く神

篤胤とその學說

祇に崇事せざるべからずといひ、その理想を上代淳朴の世におけり。その著に直毘靈古事記傳等あり。その門人殆ど五百人に及ぶ。篤胤は宣長歿後の門人にして、博學多識加之その精力群を抜き、その氣概最も昂し、彼は師宣長の教示を基として内外本末の分を正すと極めて嚴正に、従前の儒佛によれる諸派を俗神道と汎稱して、之を排除するに全力を傾けしが、その學説は極めて包擁的にして、釋道儒の三教は勿論、わきても老子の説ける玄道の理を悦び、又廣く西洋の科學説をも参照して、顯幽兩界の區別より古道の性質に及び、我が國を以て萬國の本宗、神道を以て諸教の淵源となせり。此に至り復古派の態度は著しく主觀的となり、一派の神道説としての組織を成就せし觀ありとす。その著に靈能眞柱、古史傳等あり。門弟殆ど全國に碁布し、鬱然として一世に重きをなしき。

雲傳神道

吉田神道の破綻

兩部神道の凋衰。兩部習合神道は鎌倉室町の兩代を以て殆どその要領を盡くし、この上に出で、進捗せん餘裕に乏しかりしかば、かの山王一實説の如きもその反響はさのみ大ならず、況や潮音の大成經に於てをや、この外諸家の新らしき試みも殆ど人心に共鳴することなく、加ふるに佛教そのものに至つても、幕府の巧妙なる政策に操縦せられて意氣を失ひ果てんとせしかば、頹勢は遂に挽回せらるゝを得ざりしが、たゞこの間にあつて最も眞摯なる氣色の見ゆるものとして、河内高貴寺の僧慈雲文化元年の講説せし雲傳神道を擧げざるべからざるか。佛教に次いで、新たに幕府の保護を得たる儒教之に代り、一部の信用甚だ篤かりしも、之も宣長篤胤の時代よりその關係昔日の如くならず、又永く實世間を益せし吉田神道も、さきには天野信景享保十八年吉見幸和寶曆十一年の之に非難を加ふるあり、後

儒家及復古神道の感化  
神職の自覺

には篤胤によつて非常の打撃を與へられて、破綻百出殆ど之を拾收すべからずなりぬ。かくの如くにして、復古神道は漸次識者の心を引いてその勢力頓に加はりしが、此に於て吾人の一考を経ざるべからざるは、是等種々の神道説の世上に及ぼし、感化なり。次にその一二を述べんとす。

上述の儒家及び復古系諸家の盡力により、上は搢紳家より下は廣く庶民の間に健全なる國家的思想を培養せしめしは、今更いはず、之を小にしては神職の一部に自覺の念を喚起せしめて、由來久しき兩部習合の風より脱し、社僧の干渉を止めて一社の革新を圖らんとする運動を誘致し、かの鹿嶋神宮の如く、早く延寶年中に於て之を實施せし者あるに至りしが、之に伴ひては、寺院の宗門改より免れ、神葬を行ひて自己の面目を全くせんとせし彼等多年の宿望も、次第に力を

神社の攷究

得たりき。  
 かく復古的思想の漸次に實現せられし結果は、學術の攷究の上にも見はれて、幾多の成績を挙げしめしが、中にもこゝにはんとするは神社の爲めにせられし效果の一斑なり。遠く鎌倉時代の初め、摺紳家の間に行はれし神名帳を講讀する風の如き、恐らくは之が最古の事例の一なるべく、その後白川吉田の兩家わきても吉田家に盛にして、兼俱の時よりその神道説と、もに漸く見るべきものあるに至り、神名帳頭註二十二社註式等の書を出したりき。江戸時代に入りてよりは、國典と神書との研鑽に導かれて、早くもその萌芽を發せしが、その最初の間は神道説と同様に、吉田家の學風を基礎として、儒教的の見地より歩を進めしもの多きに居りぬ。道春の本朝神社考、白井宗因の神社啓蒙の如きその一なり。次で各藩に於て藩内の故事を調査し進

由緒の調査

んで地誌の編纂に着手するや、漸くその必要を感ぜしめしが、各社に於ても時々の書上は勿論、自らその社歴を調製せんとして、或は吉田家或は神道學者に依囑せしもの尠からず。かくて貝原益軒正徳四年歿、八十五橋三善延寶元年歿、人等を始め、諸家の手によつて諸社の縁起を作る風所在に流行し、かの舊事大成經傳撰風土記の類さへ意外の貢獻をなしたりき。最後に復古派の世となるや、その國典に關する史的研究は延いて祭神、由緒等神社に關する調査を導きしかば、之が本來の面目相尋いで闡明せられて、世人に正當なる理解を得しめぬ。この派の中にあつては、宣長の門に出で、考證家の名を専らにせし伴信友弘化三年歿、四十七の功頗る多きに居る。神道の通俗的及び實行的方面の發達上に掲げしは何れも一代の學者の主唱に係りしかば、その説概ね高遠にして、普ねく市井の低級

伴信友



石田梅巖と心學

なる人士を導くに適せざりしが、當代に入り彼等の思想を嚮導して、文明の惠澤に浴せしめんとせし殊勝なる努力を見るに及び、我が神道に於ても之と揆を一にして、或は口舌筆硯の力により、或は之を實踐して修養に資せしめんとせしものを生じぬかの石田梅巖延享元年没、年六、年十、年三、年六、年十、年三、坪内眞左得等の試みの一なるべく、之によつて我が國の神國なる所以と神祇を敬ふべき道理とを教へて、童蒙婦女子を教化せし功は蓋し鮮少ならざりしならん。心學よりも一步を進め、専ら神道の爲めに通俗的教育を施し、ものに、元祿享保の頃に出でし増穂殘口享保二年没、年六、年十、年三、坪内眞左得等の外、京大阪江戸の市中に行はれし神道講釋の如きも、その感化は之を輕々に附すべからざるべし。かく通俗的の著作または講演によつて、神道の主旨を道德的に布衍

増穂殘口坪内眞左得神道講釋

宗教的方面の發達

してその實行の期圖せられし傍に於て、理論よりも實際を主とし、信仰と之に伴ふ行事とによつて神の恩賴を蒙り、以て處世上の安心を得んとせし者あり。こはいはゞ之が宗教的方面を極めて卑近なる形式の許に發現せしものにして、古くはかの修驗道の如きその一に數ふるを得べく、戰國の末に萌し専ら當代に流行せし富士講、又はその後に見はれし御嶽行者の如きも、之が遺流たりといふを得ん。而して當代の末期に近づき神道興隆の時運と、もに民間よりそれらの教義を標榜して布教に従事するものを生じ、再びその風を新たにしたりき。これ即ち梅辻規清の烏傳神道を始め、黒住禊金光等の諸教にして、今日の宗派神道の大半はこゝに起源を置けり。幕末に於ける敬神思想の湧起、幕末に及び湧然として勃興せし國民の自覺心は、内外本末の分を識別すると、もに尊王愛國の爲めに

富士講御岳行者

烏傳神道宗派神道の起源

敬神と尊王

諸社の御祈

せんとする至情の發露にして、この精神はやがて敬神崇祖の念とも  
 吻合せりといふべく、又古來神道家によつて養はれし教訓は、敬神と  
 同時に尊王を奨めたれば、當時に於ける勤王志士の意氣は概ね敬神  
 の思想と一致せるものなりしなり。此に於て王政復古の叫と共に敬  
 神の聲も高潮に達せしが、會突發せし外國關係は、之に一層の活氣を  
 添ふる動因となりしを見る。

この時上には聖主孝明天皇ましまし、和氣清麻呂の忠誠を嘉みして、  
 嘉永四年神護寺の域内なるその祠宇に、護王大明神の神號を宣下し、  
 正一位の神階を授け給へり。尋いで同六年ペリーの來朝するや、神宮  
 を始め主社七社、三十三社その他七寺に祈願を寄せ給ひて、宸憂一方  
 ならず、時勢は文永弘安のそのかみに彷彿たらんとせしが、王朝の末  
 以來殆ど形式に止まりしこれら諸大社の奉幣が、ゆくりなくも新ら

賀茂石清水  
の行幸

しき意義を以て再興せられ、しかもその事たるや國運の消長の岐る  
 る重要事たりしは、神社と國家との關係より見るも、頗る注目し價せ  
 りといふべし。而してこの時は遠く王朝の舊套の外に出で、伊雜宮、  
 熱田、香取、鹿嶋、諏訪、杵築出雲、熊野紀伊、宮崎、宗像、香椎、宇佐等遠隔の社  
 にも及び、その規模頗る宏遠なるものありき。かくて文久三年に至り  
 攘夷御祈の爲めに賀茂石清水に行幸あり、尋いで將さに神武天皇陵  
 及び神宮に親謁あらせられんとし、又慶應二年には、京都に崇徳天皇  
 の社殿今宮の白を營み給はんとし、神威は皇威と、もに輝きそめに  
 き。之と同時に日光例幣使の資格は低下せられ、又その他の官社にし  
 て祀典を復興せられしものありて、今や朝廷躬ら敬神の範を垂れさ  
 せ給ふ時となり、その末遂に王政維新を見ること、なりぬ。思ふに王  
 政復古を促し、之を成功せしめし原因一にして足らずと雖も、就中大

に思を致さざるべからざるは、上下にかけて神祇を尊重する風の作興せられしにあるべし。

### 神祇史綱要 終

### 参照 神事に關する諸表

本文中に出ださんことも煩はしければ一括して之を最後に附す。

一 大同元年の牒に見ゆる神封

諸社合計四八七六戸但し西海道を關く

此中にて一〇〇戸以上のもの左の如し、

一一三〇戸	伊勢大神
三二七戸	大和神
二四四戸	氣比神
二三九戸	住吉神
一六〇戸	大神
一〇五戸	鹿鳴神

此外西海道にあつては、最も額の多き

一六六〇戸

一三六町餘(田) 宇佐八幡神

一四〇町(位田)

あり、以て當時諸神の爲めに割かれし封戸の額を知るべし。

延喜式に見ゆる恒例祭一斑

大祀 踐祚大嘗祭

中祀 祈年 月次 神嘗 新嘗 賀茂等祭

小祀 大忌 風神 鎮花 三枝 相嘗

鎮魂 鎮火 道饗 園韓神 松尾

平野 春日 大原野等祭

三 延喜式内社の制

その社格別左の如し、

官		大		官	
名大、月、相、新	五五(三二)	名大、月、相、新	五五(三二)	名大、月、相、新	五五(三二)
大、月、相、新	一六(一〇〇)	名大、月、新	六九(四三)	大、月、相、新	一六(一〇〇)
大、月、新	一六(一一一)	大、月、新	一六(一一一)	大、月、新	一六(一一一)
祈年幣加饗神	六五	祈年幣加饗神	七五(五七)	祈年幣加饗神	六五
同上加饗神	二〇	同上加饗神	二四(一〇)	同上加饗神	二〇
同上加饗神	三	同上加饗神	二(二)	同上加饗神	三
		七(四二)			
		三〇四(一八九)			
		名神 二二(四七)			
		二七(七七)			
		四三三(三七五)			
		四六一(三五七)			
		一六八(二二)			